

水郷のポリティクス

河北潟東北岸域における耕地整理事業の導入とその史的背景

Politics of Suigo(Lakeside) : Introduction of Land Consolidation Project in the Northeastern Coastal Area of Lake Kahokugata and Its Historic Background

大門 哲

DAIMON Satoru

はじめに

- ①河北潟東北域の生業環境
- ②川尻の資源環境と生業史
- ③蛇行と分岐の地政学
- ④耕地整理事業の展開
- ⑤耕地整理の事業組織
- ⑥耕地整理の史的背景
- ⑦記録された成果
- ⑧記憶された成果

まとめ

【論文要旨】

民俗学における稲作特化保障論の近年の関心は、内部資源の多面的利用、いいかえれば家の個別生計状況に集中しているが、いうまでもなく、家をとりにまわく政治力学を看過することはできない。今回とくに注目したいのは、民俗学で旧来等閑視されてきた耕地整理事業の意義である。

明治以降の耕地整理事業といえば、国家事業として全国画一的に展開され、事業後、劇的に農法が変質したような印象がある。しかし、河北潟東北域に位置する津幡町川尻を対象に、当該事業の導入経緯をみると、そのような印象は根拠がないことがわかる。

まず、空間編成においては、潟縁に位置する地理的環境や、近世期より水運業が稼ぎとして行なわれた関係から、クレークを基軸とする水郷空間への再編が重視された。これによって、農耕用の舟が激増し、河口は舟小屋が並ぶ係留場へと変貌した。つまり、当時の事業は、地域の歴史や環境に適した「現地化」がはかられたわけである。

つぎに、作業内容の変化をみると、水郷空間の造成により、舟運輸送が普及し、収穫後の稲の搬送コストが大幅に軽減されたものの、本田準備作業は、畜耕や蓮華草栽培などの乾田農法を導入するに至らず、藩政期の農法を存続せざるを得なかった。

劇的な作業変化がおきなかったのは、乾田化がされなかったという土壌環境のほか、地主が圧倒的な権威をもち、技術革新に必要な小作層の組織化が停滞したことや、また地主が肥料問屋を営む関係から肥料市場の変化を望まなかったことなど、社会・経済的な要因が複雑に影響を及ぼしたからである。このことは、稲作が地域の政治・経済的な適切性をめぐって結実する社会的実践であったことを物語る。

【キーワード】 水田、水郷、河北潟、耕地整理事業、ポリティクス

はじめに

見晴るかす水田のなかの暮らしといえ、穀倉地帯・瑞穂の国といった言葉から豊かな暮らしぶりを想起する。しかし、稲作に生業を特化させた暮らしは決して安定していたわけではない。

喜多村俊夫は、近世の新田開発により登場した村落の特質を、「中世以来の自足的な農村とは著しく形態の異なった、米穀の生産のみを目指す工場的な性格をもつ」と指摘し、その存続維持のために「市場」依存せざるをえないと説く⁽¹⁾。

指摘を裏返せば、「瑞穂の国」とはすぐれて市場経済の変動の影響を被りやすく、もしも稲作「工場」経営が破綻したときは、それにかわる生計手段をもたない、自助能力を欠落させた国だといえるわけである。

では、大きなリスクをはらみつつも「瑞穂の国」が現在にまで存続しえたのはなぜだろうか。民俗学では、稲作を特化できた理由として、耕地利用において、多種・多品種栽培をすすめたことや、また水田が漁撈・狩猟・畑作活動を展開（内部化）できる潜在力を持っていたことなどが評価されている⁽²⁾。

近年の特化保障論の関心は、資源の多面的利用、いいかえれば家の個別生計状況に集中しているが、いうまでもなく、家をとりにくく政治・社会環境を看過することはできない。つまり村落から国家に至る幾層もの政治・社会的な関与があったからこそ、稲作特化が可能となったのである⁽³⁾。

今回、外部からの関与のなかでとくに注目したいのが、耕地整理事業である。現在の民俗調査で対象とされる水田のほとんどは、戦前、ないしは戦後の圃場整備事業によって再編を経たのちの環境である。

この点、調査にあたっては、事業の影響に十分注意をはらうべきだが、耕地整理に言及されるとすれば、概して「古きよき」水田文化を瓦解させた画一的事業として否定する傾向にある⁽⁴⁾。

しかし、白井義彦がとくに指摘するとおり、戦前の事業は国から地方へ上位下達式にすすめられたわけではない。国・県・郡・村それぞれの地域の事情や思惑が絡みあうなかで展開した⁽⁵⁾。事業は地域の自然・社会環境に規定される、「現地化」を余儀なくされたということである。

つまり、整理事業を捉えるには、その導入にあたり、さまざまな立場からどのような関与が及んだのか、そして資源の再編結果がいかなる地域的な特徴をもったのか、見すえることが重要なのである。

もうひとつ耕地整理を考えるにあたって注意すべきは、整理前後の作業内容の比較である。整理後、明治農法を導入するなど、劇的な効果があったように語られがちだが、実際の成果を丹念に検証した業績はみあたらない。

成果の検証に関しては農業工学や経済史学の緻密な研究があり⁽⁶⁾、分析方法について学ぶべき点が少なくないが、問題なのは、データを事業成果報告書（行政資料）に依存する傾向にあることである。

成果報告書はあくまで事業の当事者によって提出されるデータである以上、費用対効果を高く見積もる可能性を否定できないだろう。この点、事業主体とは別の立場にある人々が残したデータを用いた複眼的な検証が不可欠である。

そこで、本稿では、河北潟東北域に位置する津幡町川尻を対象にし、とくに耕地整理事業について、①導入背景の複層性、②資源再編の地域的特徴、③稲作労働への影響にかかわる行政資料・非行政資料を用いた複眼的検証、の3点に注意をはらいながら、近世後期から昭和戦前期における稲作特化の保障過程を追跡してみたいと思う。

潟縁の集落をあえて対象にしたのは、居住域の周囲を水田がとりまく県内でも有数の「瑞穂の国」であったからである。近年、水辺・低湿地・エコトーン論の隆盛により、潟縁の生活世界や資源構成を、多様性や循環性をもって本質化しようとする傾向がみられるが、そのような特質を過大評価することは危険である。実際の景観構成を俯瞰すれば明らかなように、潟縁の生業世界は、「水辺」を水田へ資源化させようとする志向性を強くもった点に、いいかえれば水田特化を積極的にすすめた点に、より大きな特質があると思われるからである。

①……………河北潟東北域の生業環境

(1) 潟縁集落の資源構成

まず川尻集落の陸域資源の特徴をあぶりだすために同集落が位置する河北潟東北域の資源環境の状況を周辺集落と対比させながらみてみよう。

河北潟の東岸域は山々より浅野川・金腐川・森本川・津幡川・能瀬川・宇ノ気川が流れこみ沖積地を形成している。同じ東岸域であっても、沖積地の規模は、南部は広く、北部は狭い(地図1参照)。

この差は陸域の資源構成に反映している。南部の場合、周囲を水田に囲まれた単一的な構成の集落が多いの⁽⁷⁾に対し、北部の場合は、潟近くまで山が迫っているために多様性に富む構成がみられた。聴取資料にもとづき、干拓(昭和30年代)以前の潟東北域集落の陸域資源環境をまとめたのが表1である。厳密な構成分類はできないが、おおよそ5タイプに整理できる。

表1 潟縁集落の資源構成 下線: 旧井上村集落

陸域資源	里山畑地	谷内田	乾田・苗代田	半湿田	強湿田
生活語彙	ヤマ	ヤチ テンゾクマモリ	オモテムキ オモテダ	ウラムキ ウラダ	シンカイ ハバ
I	利屋・舟橋・指江・能瀬				
II	太田・南中條・北中條				
III			横浜・領家・狩鹿野		
IV				横浜・中須加・ <u>五反田</u>	
V				<u>川尻</u> ・潟端新	

集落の領域は、居住域を基点に里山(東)側のオモテ、潟(西)側のウラに大別される。資源構成を細かくみてみよう。東部に雑木林が自生するヤマがひろがり、谷あいにはヤチ(谷内田)が点在する。指江では、谷内田は天水に依存したため、テンゾクマモリとも呼んだ。

ヤマと集落のあいだにはオモテムキ・オモテダと呼ぶ乾田地帯がひろがり、おもに苗代田として利用された。集落の西方にウラムキ・ウラダと呼ぶ半湿田地帯が、さらに潟縁付近にはシンカイ・ハバとよぶ強湿田地帯が展開した。

ただし、すべての集落が表のように山から潟にかけてなだらかに傾斜しているわけではない。北中條の場合、住居地の後ろまで山地がせまっているため、集落を境にして山側をヤチ、潟側をウラタンボとよびいわゆるオモテダに相当する乾田領域がなかった。

またウラダ・ウラタンボは半湿田が多いが、太田の場合、ウラダのなかに、かつて幅100メートルほどの太田フゴとよぶ内潟湖跡があったため、その影響で潟付近の水田よりやや低く強湿田化していた。

この土地の微妙な高低差は、戦後の土地改良事業に影響した。フゴの微妙な落差を考えずに山側から潟側へと傾斜しているものと前提視して用水路を敷設したため、いまま農業廃水が流れにくいという問題が残っているという。

つぎに耕地面積から東北域の特徴をみてみよう。『河北郡誌』から潟東北岸に位置する旧村の土地構成をまとめたのが表2である。⁽⁸⁾川尻が属するのは井上村で、同村の北部に英田、南部に中条、東部に倶利伽羅・笠谷が位置する。

表2 陸域資源面積 単位：町(宅地千坪) 大正9年『河北郡誌』

村名	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	戸数	一戸当田 地	一戸当 畑地	一戸当 山林
中条	338	507	52	90	37	41	0.34	408	0.82	1.24	0.22
井上	286	10	31	0	6	41	0.19	294	0.97	0.03	0
倶利伽羅	450	283	92	559	19	0.5	4.4	730	0.62	0.39	0.77
笠谷	396	177	78	350	4	0.20	4.0	567	0.7	0.31	0.62
英田	652	141	104	478	23	12	3.1	714	0.91	0.2	0.67

1戸あたりの水田面積をみると、井上村がもっとも多く0.97町を有する。川尻には、1軒あたりの戦前の耕作面積をあらわすのに「一町田んぼ」なる物言いが残っており、数字と符合する。耕作面積は河北潟東北域の中でも1戸当り最大をほこったといえよう。

畑面積は平均約0.3町程度、山林は、井上村をのぞく集落が所有し平均約0.6町を数えた。つまり、川尻が属する井上村は、多様な陸域資源から構成される潟東北域のなかにあつて、ほとんどが水田に占められる資源状況にあつたことを確認できる。

(2) 潟東北域の水田環境

潟東北域の資源構成を概観した。里山が潟に迫る多様な陸域環境にあつたことは、いかえれば、広大な沖積地を形成するだけの水量をかかえた河川が存在せず、灌漑用水の確保に苦労したことを物語る。

では、各集落はどのように用水を確保したのだろうか。重要な取水源とされたのが、①河原市用水、②ツツミ、③潟、④川尻用水である(地図1)。最後の川尻用水についてはあとで述べるため、ここではそれ以外について説明する。



地図1 明治期の河北潟沿岸状況と水利環境
明治42年測量5万分の1地形図「津幡」「金沢」(91.2%に縮小)をもとに作製

①河原市用水依存型

【概況】

河原市用水は正徳元（1711）年に完成を見た用水である。森本川を取水源、津幡川を排出先とし、森本から津幡へ向けて山際を添うようにして北上する。河川のように低地へ流れ下るほかの用水と異なり、山際を沿って流路がとられているため、用水の勾配は2500分の1という緩傾斜であった⁽⁹⁾。

河原市用水は流路が長いから、途中の村々で一斉に取水されると、江下（用水下流集落）には水が来なくなってしまふという問題点があった。この問題を解消するためにとられた措置が樋止めと呼ばれた番水制度である。旧花園村以南（現金沢市）と中條村以北（現津幡町）を境にして、日照りが続くと、花園村以南の上流側の樋を止め、中條村以北の下流の村々に水が行き渡るようにした。

樋止めは上流集落に干害をもたらす危険性をかかえた。利屋町では、樋止めがきまると、「今日は樋止め出っぞ」とセワヤキ（世話役）が触れてまわった。大体1日単位で行ったが、回数が多かったため困ったという。

ただし、下流集落は樋止めをしたからといって十分な灌漑用水に恵まれたわけではない。多くの集落では、ヨナベに水をひくといい、みなが寝静まってから、自分の田んぼに水をひきこむのが常であり、水の奪い合いから寝ないこともあった。横浜では、このようなことが起きないように、夜中に番人をおき地内の監視をした。

水不足が解消されるのはようやく昭和41年に用水路が改修され水量が増加してからである。ただし、昭和40年代から、耕作者が激減し、用水利用者も少なくなったことも水不足の解消をもたらしたという。

下流集落が用水不足を補うために利用したのが、七か用水である。この用水は明神川を取水源とする。かつては加賀爪・横浜・中須加・中橋・五反田が加入していた。横浜地区の場合、河原市用水がほとんど役にたたなかったために、途中で脱退し、七か用水のみに依存していたが、昭和23年ころに後述のとおり川尻用水に加入した。その後、中橋・五反田が脱退している。

【カワダ】

河原市用水は、各集落の頭上を横断するように流れるため、大雨で氾濫した場合、集落より下（西方）の耕地に被害を及ぼす危険性をもった。この氾濫水への対応として造成されたのがカワダである⁽¹⁰⁾。

カワダは、通常は水田として利用されているが、大雨のときは既存のアクスイ（排水路）では排水が不十分なために排水路として活用した水田をさす。カワダの配置方法は、用水に対して垂直型と並行型がある。

まず垂直型からみよう（図1-A）。太田地区の場合、オモテダのなかに河原市用水に垂直になるようにカワダがつくられた。河原市用水の堤防崩壊による浸水をふせぐため造成したという。概略図のように、1枚約250歩の水田2、3枚おきに土地が起伏し、下がった水田域をカワダと呼んだ。

大雨になると、アクスイ（排水路）をあけ、水を流す。排水路の許容を超えると、水は、路脇のカワダへあふれ出た。つまり、カワダを犠牲にすることで、それ以外のオモテダ（乾田）を守ることができたのである。現在、太田地区ではオモテダ地区に家屋が新築されているが、真っ先に所有者が売買したのがカワダだったため、もとのカワダに家がたちならぶ格好になっている。

つぎに並行型をみる(図1-B)。南中條地区の場合、カワダは、水田内にはりめぐらされた幅1メートルほどの用排水路の脇に造成してあった。水田の幅は約4メートルで、縦の長さは隣接する水田(乾田)の大きさにあわせてあった。長さは最短で3メートル、最大で20メートルほどだったという。カワダは隣接の本田の所有者がもった。

カワダと本田との土地の高低差は40センチほど。用水路の氾濫水は脇に接するカワダに流れこむ。そのため、カワダの稲が土砂に埋まり収穫できないことがよくあったが、カワダに隣接する本田はそれによって冠水をまぬがれた。

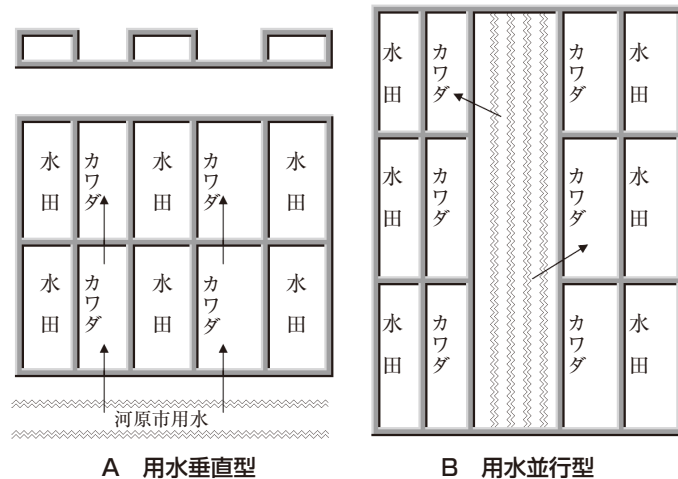


図1 カワダの形態

【カワカケ】

太田・南中條の場合、氾濫水をやむなく受け止める水田としてカワダを造成したわけだが、逆に河原市用水などから流れ込む土砂を客土に利用する工夫も行なわれた。

たとえば金沢市利屋町の水田は河原市用水・溜池・山の出水を取水源とし、これらの水は、山側から潟へ向けて4本の主要水路を通して流れ落ちる。昭和17、8年ころまで、アキになると、ウラダ(湿田)の土地嵩をあげるために、水路に堰をつくり、クロ(畦)を切り、水が水田に流れこむようにした。

とくに降雨により、ヤマ(里山)の土砂が混じった泥水が流れるときを好機とした。取水口付近には大量の土砂が堆積する。春、カイダウチ(荒起し)の前に三ツ鍬で泥をすくいあげカマスの上のせ、水田内にひきずってひろげた。ただ、砂混じりの泥のため特に施肥効果はなかったという。

川止めは毎年したわけではない。その理由は、「田圃が冷える」ためと、堆積した泥をまくのに相当の労力を必要としたためである。そこで、3世代にわたって男手がある家でないと、実施できなかったという。

二日市町でも昭和30年代までカワカケとよぶ流水客土を行なった。同地の場合、カワカケできる田圃は1枚だけで、毎年入札で決めた。カワカケした田圃は生活廃水や木の葉などが大量に流れこむため、施肥の必要はなかったという。

カワダ・カワカケ慣行が示唆するのは、潟縁に位置する集落のなかでも、わずかの土地高低差の違いから水田土壌の管理方法に多様性がみられたことである。以前、報告したように、潟東南部の集落では、土地が低いため潟に堆積した泥をくみあげ水田にまく客土・施肥作業が毎年欠かせなかつた。⁽¹¹⁾ところが、東北域にいたると、土地が高いため、潟の堆積土の利用についての関心は希薄であり、むしろ、里山を客土供給資源として評価していたといえる。

東北域で潟の堆積土利用が希薄だったのは、そもそも潟に出るための舟の所有戸が少なかったことや、水田の浸水被害が南部ほど甚大ではなかったことなどが理由にあげられよう。

②堤型

堤（つつみ）に大きく依存した集落はおもに能瀬川以北の集落である。利用組織は、集落単独型と、数集落共同型がある。まず単独で用いる場合をみよう。

指江では村落内にオオ堤・シンケ堤・ヨシベ堤の三つの堤をもつほか、数村共同の御門堤を利用した。ただし、御門堤の場合、途中の村々で取水され、十分な水を確保できなかったため、潟からの揚水が可能となった昭和30年代ころに別の集落に水利権を売り脱退した。

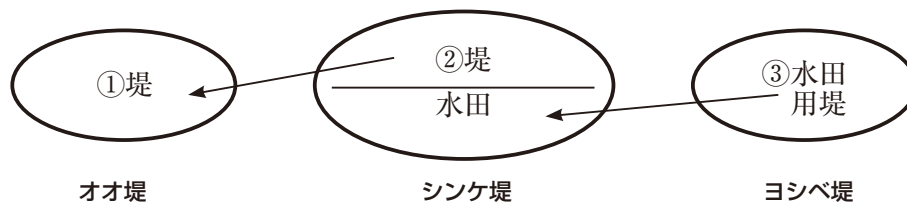


図2 連結化した堤

集落内の三つの堤はシステムタンク方式になっている（図2）。田植え時期、オオ堤の水がなくなると、シンケ堤の水をオオ堤に引いて補った。興味深いのは空となったシンケ堤を水田として利用したことである。堤が空になるのを待ったため、6月以降に田植えが行なわれた。この水田の灌漑用水貯水池の役割をもったのがヨシベ堤であった。シンケ堤の水田利用は経済階層に応じて歩数をわりあて、小作層は地主から借りたという。

つぎに数集落が共同で用いる場合をみよう。東北域最大の堤が御門堤である。御門堤は御門・谷内・能瀬・領家・多田・指江の6集落が共同利用している。配分率は昭和26年段階で領家が900石、能瀬が700石、谷内が52石、指江が500石、御門が521石、多田が41石であった。⁽¹²⁾

ただし、この巨大な堤をもってしても水不足を解消することはできなかった。領家集落の場合、堤の水は「血の一滴」というぐらい大事にしていた。堤からもっとも遠い潟縁のハバ（低湿田）近くになると、水が足りず、夜の盗み水が頻発したため、田圃のそばにすわって監視したものだという。

ちなみに、堤を養魚場として利用する場合もあった。狩鹿野では終戦ごろまでアカン堤・ヤチ堤・ナカン堤3か所の堤を若い衆の収入源として養魚場に利用した。水産試験場にいき、鰻や鮎の稚魚を買い、堤に放した。3年たつと、排水し、成長した鰻などを宇ノ気の町に売りにいき飲み代にしたり、蒲焼きにしたりした。堤は3か所あるため、順番に1年ごとに堤を開放していったことになる。

③潟揚水型

潟縁にひろがる湿田（シンカイ・ハバ）は、肝心の取水必要時期に堤や河原市用水の水が十分にいきわたることはなく、早魃の危険性をもったため、潟やクリークから揚水した。

たとえば、狩鹿野地区の耕地は3か所の堤を主要な水源としたが、潟縁（ウラ）側の耕地は堤の水量では足りないため潟縁の水路を取水源とした。潟縁の水路はアタマナシ川2本と、フゴガワ、シンカワの4本があった。いずれの水路も上流の水源をもたず、おもに潟から入る水で満たしていた。とくに、アタマナシ川の距離が短く潟からウラの途中までしかなかった。

揚水にはミズグルマ（水車）を用いた。水車は4、5軒が仲間にして資金を出し合い所有した。4月中、とくにシロカキ前に3日に1度くらいの割合で、自分の田圃のそばに運び、汲み入れた。

昭和30年代に入ると揚水機を設置する集落が増える。狩鹿野の場合、水争いが絶えなかったので、同30年ころに電力による揚水ポンプを1台設置し、さらに平成13年ころに第一・第二揚水場を設置し、ほとんどの耕地を揚水でまかなえるようにした。

指江では、昭和初めころまでは水路から踏車や手桶で、その後、家々でガソリン燃料のポンプで揚げるようになり、昭和32、3年ころに電気式の揚水機器を設置した。

領家では、水争いから人間関係が悪くなったこともあり、昭和30年に、潟からの揚水の設備工事をすすめ、約30町歩分の耕地を潤すようにした。その後、平成10年の圃場整備事業により設備を改良し、集落全60町歩すべてを潟からの揚水で満たした。

②……………川尻の資源環境と生業史

(1)資源環境

以上、陸域資源と水利という視点から潟東北域の生業環境の特徴をみた。東北域各集落と比較すると、川尻は、陸域資源構成が単調であり、また堤や河原市用水に依存できない水利環境にあったことが理解できよう。では、このような環境のなかでどのような生計・生活戦略を展開したのだろうか。以下、川尻に焦点をしぼり、まず地区の景観を、つぎに生業活動を紹介しよう（地図2）。

①居住地

集落は津幡川が河北潟に流れ込む最下流に位置する。居住区は津幡川の南岸微高地に集中する。この地理的環境は水害時に大きな効果をもった。周辺集落で床上浸水家屋が多数出ても、当該地域は孤島のように浮いた状態になり水害を免れたという。

居住域はシマヘン・デマチ・ニシテムキ・サンマイムケ・アラヤシキにわかれる。ムラの開祖は、合戦に破れ落ち延びた平家の落人といわれ、シマヘンのもとといわれるヨヘイドン（島ヨヘイ）はその末孫と伝えられる。また集落最大の地主であるシビドンが開祖ともいう。

百姓数（戸数）は寛文年間（1661～）37、天保年間（1830～）173、安政2（1855）年201、明治22年220、昭和35年212である。⁽¹³⁾文化11（1814）年に火災により150軒が焼失したと記録にみえる点、⁽¹⁴⁾19世紀に現在の集落景観が成立したと想定できる。

②水田

戦後の圃場整備以前の集落の資源環境をみてみよう。耕地は集落の西部にひろがり、ほとんどが水田で占められる。水田域は津幡川を基準にして大きく三つに分かれた。

津幡川は川尻地内で北の新川（シンカワ）と南の旧川（キュウカワ）の二つに分岐する。旧川はアラカワとも称した。明治期作成の『川尻村全図』（川尻土地改良区蔵）には改修以前の新川について「古川」と記載されており、新川という名称は改修以後に「古川」を踏まえて付けられたことが判明する。アラカワは耕地整理以前、よく氾濫したというから、荒川が語源だろう。

この両河川を境界にして、水田を新川以北のアツラ、両河川の間のカタンボ、旧川以南のセドムキと呼び分けた。以前は、それぞれを北の領、中の領、南の領とも称した（地図2）。

広大な水田景観は、近世における開発によって生まれた。寛文10（1670）年の草高は川尻・五反田・

中須加3地区をあわせて1875石にすぎなかったが、延宝期から天保期にかけ、藩の政策によって1232石余りの新開がすすんだ。⁽¹⁵⁾

留意したいのは、つとに若林喜三郎が指摘するように、これらの新田の多くが他村民の懸作地となっていたことである。たとえば、天和2(1682)年開田の74石のうち55石、元禄14(1701)年の126石のうちすべてが懸作であった。水田面積が狭小な周辺集落に対し、川尻は資源を提供する役割をもっていたのである。⁽¹⁶⁾

潟縁の水田といえば強湿田ばかりの印象があるが、川尻の場合は、10メートル掘っても石が出ない泥土質の土壤で、潟縁水田はむしろ地盤が固かった。湿田は津幡川の河口付近や七十石・百五十石とよぶあたりにあった程度だという。

土地が高いため、水田の浸水対策も潟東南域と異なる。潟東南域の場合、潟からの浸水が常襲化していたため、下へとよぶ堤防を潟縁に造成したが、⁽¹⁷⁾川尻は逆に河川上流からの氾濫水に注意を払った。

防水対策として、東部側集落との境界線を通る水路・ウメカワ(埋川)に沿い、田圃の面から



地図2 川尻及び周辺環境
明治42年測量5万分の1地形図「津幡」「金沢」

1メートルほどの高さに土を盛り堤防をこしらえた。浸水は基本的に堤防でせきとめ、排水路（12号イナトリ川）を通して潟に流したという（地図2）。なお、ウメカワという地名は、津幡川が氾濫した際にすぐに一帯が水中に没してしまうからだともいう。

③葦場

水田のさらに西部に河北潟がひろがる。水辺には葦が茂っていた。明治の中ごろまでは潟縁水田の所有者は葦・真菰を植え水田をひろげたという。潟縁水田の所有者は、水田の幅をそのまま水域に向けて60メートルのばしたところまで所有権をもった。ただし、水田の幅は、狭い場合、コログシが通る程度しかなく、葦の利用範囲は限定された（地図3）。

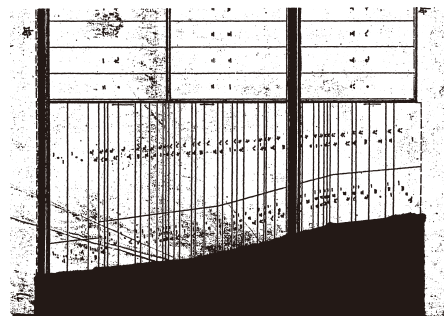
葦の伐採時期は、11月ころ。舟で潟側から葦場にまわりこみ、そばに舟を横付け、キガマで刈り取った。茎を刈り残すと、翌年の出来がよくないために、なるべく地面をこするように刃を入れた。作業は、家単位で行なうのが基本だが、所有面積の多い家では人を雇った。

刈り取った葦は一握りほどの束にまとめ、上下を藁でしばる。その束を一抱え分ほど集め、フナチガイで縛った。フナチガイは、周辺地区でいうチガイ縄（藁の芯のみを使った縄）のことである。束を舟に寝かして積み、家まで運ぶ。家では、束をばらし、1把ずつ、家の周囲にたてかけて、雪囲いとした。春になり、乾燥すると、アマにあげて保管した。

葦は屋根葺き材として使った。屋根の修理頻度は家の規模や風の当たり具合によって異なる。戦前、地主だった某家では、ケタの高さが、普通の家より4尺ほど高く14尺もあり、東西に屋根がむいていたので、潟から吹くニシカゼがまともにあたり、毎年のように修理を行なったという。

葦は屋根葺き材として使った。屋根の修理頻度は家の規模や風の当たり具合によって異なる。戦前、地主だった某家では、ケタの高さが、普通の家より4尺ほど高く14尺もあり、東西に屋根がむいていたので、潟から吹くニシカゼがまともにあたり、毎年のように修理を行なったという。

修理は、地区内の屋根葺き職人が行なった。職人は、地区内に15人ほどいた。平素は農業を営んでいて、農閑期になると、地区内や近隣地区、金沢兼六園の仕事をひきうけた。修理の人手は、1年ごとの作業の場合、家人もふくめて2、3人ですむが、50年おきの全面葺き替えとなると、親戚20人ほどを集めた。



地図3 水辺の所有状況(耕地整理後)
地籍上は水田となっているが、実際には水際3割程度は葦場として利用された。
「昭和十一年十月改訂調査之図 井上村字川尻小字分地圖」(川村甚悦氏蔵)より。

(2)家内工業と水運のむら

①多様な家内工業

川尻の生業資源を紹介した。では、このような資源環境のなかでどのような生業活動を営んできたのだろうか。

まず近世期にさかのぼってみよう。寛文12(1672)年の村御印からは半農半漁の集落であり、ほかの集落と生業体系の顕著な違いはみられない(表3)。独特の生業体系を認められるようになるのは19世以降である。

文化8(1811)年の産物データ「村々諸産物相調理書上申帳」(以下「上申帳」)から潟東北域の集落の販売用産物を抜き出したのが表4である。⁽¹⁸⁾ほかの集落と比べると、川尻は草鞋(わらんし)・

菜種・布・菅笠の生産量が突出していることがわかる。

とりわけ興味深いのは草鞋・布・菅笠の生産である。草鞋は、広大な水田耕作面積を考えれば、生産量が多いのを理解できるが、問題はほかの手工品である。はたしてどこから原料を入手したのだろうか。

布から考えると、明治期まで集落内に麻畑・麻種割などの小地名が伝えられており、麻の栽培が行なわれていたと推測できる。ただし、低地環境のなかで確保できる畑地はわずかであり生産量も限られていたであろう。

布の直接材料となるカセの生産がみられないのも麻畑が狭小であったことが要因と考えられるが、注目したいのは、川尻に隣接する五反田・中須加両地区で大量のカセを産出していることである。この産出量を鑑みると、川尻はカセを付近集落から移入し、布へ加工していた可能性が考えられる。

つぎに菅笠についてみてみよう。菅笠は加賀笠と呼ばれた加賀藩の名産品である。「上申帳」に「先年ハ縫不申候得共近年女共稼ニ縫習申候」とみえ、文化7、8年ころから製造が本格化したことがわかる。文政元（1818）年「諸産物盛書上申帳」には河北郡の産物である布・木綿が「衰微ニ御座候」とみえる点、⁽⁴⁹⁾菅笠は布・木綿にかわる手工業として発展したのだろう。

菅の入手先ははっきりしないが、宝永4（1707）年の農書『耕稼春秋』に「大概多く作る所ハ越中今石動近在より高岡近辺迄の内」と原料生産が越中に集中していたと説いており、富山県から山

表3 寛文10年生業状況 単位：匁 『石川県湖潟内湾水面利用調査報告』

	草野役	湖流モチ役	葦役	鳥捕モチ役	鮒役	草高	狐船權役	鯉鮒役	鳥役	山役	湖網役	鯛鮒役
川尻						1083石	10匁			40匁	11匁	
才田	31匁	138匁	5匁	42匁	5匁	1309						
大場						1558	245	26匁	170匁			
木越						1457	20					2匁
北間						410	90				35	

表4 川尻及び周辺集落産物表 文化8年「村々諸産物相調理書上申帳」[津幡町史]

種類	産物・道具	横浜	中須加	五反田	中橋	川尻	北中条	浅田
運送	牽売米(石)		30				250	30
藁工品	馬沓(足)						2000	
	草鞋(足)					2000	1500	
	ぬいこ縄(束)		600	30				
	さる縄(束)				95			
手工業	麻苧(貫)	2		3				
	かせ	750	4000	1800	95			800
	布(疋)	13		3	7	100	25	5
	菅笠(階)					2000		
畑作林産	藍(貫)	2.5						
	菜種(石)	8.3	6.4	2.6	2	20	14	5
	楮皮(束)						15	5
	蚕まゆ(貫)						15	7
水運	てんと舟(隻)					5		
	板舟(隻)					14		
潟漁	持網(張)					14		
	とう網(束)					4		

越えて調達していた可能性⁽²⁰⁾がある。

これら加工業の導入は、文化年間のころから女性労働が広域的な市場とつながりをもつようになったことを示す。このような変化が生まれたのは、基本的に、潟東南域と比べて、川尻は、潟漁への依存が低いため、行商活動に時間を割く必要がなかったからだろう。

②水運

「上申帳」のなかでもうひとつ川尻特有の生業として注目したいのは「てんと船五艘、板船十四張」である。この記載から、テントと呼ばれた大型木造船を所有し水運業を盛んに展開していたことがわかる。テントの大きさは板船（イタブネ）の2倍ほどだった⁽²¹⁾という。

川尻の水運業の始まりは、地理的環境を鑑みると、古くまで遡ると思われるが、それが安定した稼ぎとなる契機として、享保11（1726）年に河北郡の年貢米を一時的に収納するための中出御蔵が清水村に置かれた⁽²²⁾ことをあげられる。

万延元（1860）年の記録によれば、清水の御蔵に集めた年貢米は、川尻村まで川を下ったあと船に積みかえ、潟を通過して、浅野川下流の大河端村へ運びこむ。そこから別の船に積みかえ、浅野川を堀川揚場まで遡上し、陸送で堂形御蔵へ運び入れたとある⁽²³⁾。川尻は河北郡と金沢をつなぐ重要な中継基地であったのである。

川尻には米にとどまらずさまざまな物資輸送の舟が集まった。『河北郡誌』は明治・大正期の河口の賑わいを「早春より盛夏に至る間は最も多く石灰・砂利を輸入し、内灘村の舟人が川尻に上陸するが爲に、恰も一小港の如き観を呈す」と⁽²⁴⁾記す。

テントを用いた水運業は昭和期まで続いた。聴取によれば、テントは2艘あり、川尻地区の津幡川に近い家々がテント仲間とよぶグループをつくり、運営していたという。おもに、潟対岸のムカイ（内灘町）や手取川河口の美川から河北潟をわたって砂や砂利を運び、逆に川尻から米をムカイに運んだ。土砂はおもに旧川の橋詰あたりでおろし、家の土台などに使った。昭和2年生まれの住人は子どものころ対岸の粟崎遊園への遠足のためにテントに乗って潟を渡ったというから、昭和初期までは住民の普段の交通手段としても利用されたのだろう。

ちなみに、明治中期になると、舟運で川尻へ運ばれた荷物を陸上輸送する関心が浮上してくる。川尻と上流域を結ぶ陸上交通路の整備は明治初期までほとんど行なわれず、道路は「狭隘なるに加えて粗悪極まれる」（明治26年11月24日「北國新聞」）という状況であった。

悪路改善のため、村井又五郎・洞庭善兵衛・西川嘉兵衛など川尻の地主が中心となって工事設計をすすめる。明治26年に村会で道路改修が決議された。注目すべきは新聞にみえる竣工後の見通しである。

「此工事落成の上は、河北潟に注げる津幡川の川口の荷物問屋を建築し、金石港等より回漕し来る越中行きを悉く引受け、盛んに運送業を営まんと計畫ありといふ」（右同）。

この記述から、川尻にとって道路改修は舟運と陸運を連結し輸送業務を拡充させる目論見をもった事業であったこと、さらに津幡川下流域の地主たちがその企業化意欲をもっていたことが認められる。

しかし、明治31年に鉄道が敷設され、水運業そのものが衰退し、川尻は運輸拠点としての機能を弱体化させていく。後述するように、この舟運拠点機能の衰退が耕地整理事業に少なからぬ影響

をもたらしたと考えられる。

「上申帳」を中心に川尻が特に稼ぎの面で独特の戦略を展開してきたことを紹介した。気になるのはこれらの稼ぎをだれが集落に導入し、また差配していたのかということである。

たとえば、白山ろくの豪農／豪商の場合、水田資源の獲得には限界があるため、広大な林産資源を活かし手工業への投資に力を注いだ⁽²⁵⁾が、潟縁の豪農の場合、潟の新田開発をすすめることが可能であるため、手工業への関心が高かったとは思えない。つまり、一連の加工業は小作層が自助活動として発展させたと推定されるのである。テントを用いた水運業も頭振（小作）層が主体的に従事したのだろう。

(3)新田開発と潟漁

では、潟縁集落ならではの生業といえる潟漁の状況を見てみよう。寛文12（1672）年の村御印から17世紀には潟漁が盛んに行なわれていたことがわかる。ただし、東南域の潟縁集落と比べて活動規模は小さい⁽²⁶⁾（表3）。

活動が発展しなかったのは、近世後期における頭振（無高層）数から理由を説明できる。潟縁集落の多くでは、頭振数が百姓数を上回っているのに対し、川尻は176戸のうち51戸、つまり28.9パーセントにとどまる⁽²⁷⁾。

つまり、広大な新田開発により、潟漁よりも稲作活動に重きをおく生業志向が強かったのである。漁を重視しない傾向は干拓以前の昭和30年代ころまで同じで、聴取でも積極的に沖合にまで出た話を耳に出来ない。

ただし、付近の水域では自給用の多様な漁撈活動が行なわれた。以下、干拓以前の漁撈活動の様子を聴取資料にもとづき紹介し、川尻の潟漁の特質を見定めよう。

主要な漁場は、潟縁・津幡川・クリーク（イナトリ川）であった。まず潟縁で行なわれた漁法を紹介しよう。

(ア)ウガイ

7月20日すぎから8月末にかけて、夕方、日没のころになると、自然と25人から40人が、互いに声をかけあって、潟縁に集った。家から出るときは、禪一丁に裸足で、腰にビクをさげ、手にウガイ（魚伏籠）を持った。漁場は葦場の際から沖合100メートルぐらいまでのあいだで、大体、新川の河口からはじめ、旧川の河口付近にむかった。

臍の下あたりの水深のところまでいくと、全員で1尋ほどの間隔をとり、輪になり、ウガイをかぶせながら中心に進んだ。漁獲対象はボラ・フナ・コイなど。とくに採れたのがボラだった。ボラは小さいものはチョボ・イセゴイ、大きくなると、ニサイ・サンサイと呼んだ。イセゴイは刺身や塩焼きにして食べたり、アキまで塩漬け保存したりした。

年配者は「ありやおもしろかった。押さえたら、カタカタゆれる。上から手をつっこんで採った」「ウガイな、遊びやがいね」と潟漁のなかでも特に楽しい思い出を持つ。

(イ)ホレキ

ホレキとは、一般的に竿とタモのふたつの道具をつかうツキダシと呼ばれる漁法である。おもに葦場や舟小屋の杭の根元にひそむフナを採った。

つぎに津幡川で行なわれた漁法を紹介する。

(ウ)マエガキ

クジリともいう。1, 2月になると、船小屋の杭のもとやクリーク（イナトリ川）などにじっとしているフナをマエガキで泥ごとさらいとり、水中でタモをふり、泥を落とし、採取した。

(エ)四ツ出網

四ツ出網は、川の際にアズバという網をおろす設備を設け、そこに座って行なうか、また水かさがましたとき津幡川や8号のイナトリ川を漁場とした（写真1）。アズバは、ハザギ4本を支柱としそこに板をひき、藁葺き屋根をこしらえたものである。

設置場所は、川の際にある自家の畑の範囲内に限られ、旧川と新川それぞれに5, 6か所あった。漁期は10月から3月ころ。漁獲対象は、ゴリ・エビ・モロコシ・フナ・ナマズ・雷魚。おもにシマヘンの6軒が漁を従事した。集落の住人は四ツ出網でとった魚をよく買いもとめた。



写真1 アズバ

『写真集 津幡町合併50年の系譜』
(2006・津幡町)より

(オ)フクロ

冬場、コンクリート水門のエダガキ（排水口）にフクロを仕掛ける。袋は口部幅1尋、長さ150センチほど、水門の橋欄干と綱でむすんでおく。ゴリやフナが下流からあがってきて、水門からの排水で袋のなかへ押し流されるのを一晩待った。コンクリート製の水門の場合、排水口が5か所あるため、それぞれ、1軒ずつがフクロを仕掛けた。かつては、このフクロでエビが大量に採れ、女たちが行商販売をしたこともあった。従事者は10軒ほど。

(カ)ヤス

11月から12月にかけて、水門の上流から中橋地区にかけて、舟の上から水面に浮かびあがってくるコイめがけてヤスを打ち込んだ。ヤスは柄の長さが80センチ、先端が60センチほどで、コイに刺さると、左右に針金がひろがり、抜けないようになっていた。水門から下流が漁場にならなかったのは、舟の往来がはげしく、上流ほどコイが水面に顔を出すことがなかったためである。同漁はおもに年寄りたちが楽しみに行なった。従事者は5, 6人ほど。

(キ)釣り

9月から10月にかけては、船小屋から6尺ほど距離をとって舟をつけ、鮒釣りをした。餌は、モヤシと呼ぶ堆肥のなかにいたミミズを使ったが、途中から、津幡川の河口にいるアカダをスコップで採取し使うようになった。普通のフナは煮て、小さいフナは焼いてナンバ味噌をつけ、でかいものは刺身にして食べた。フナは戦前までよく食べた。

つぎにやや沖合でおこなった漁法を紹介する。

(ク)タンボ

タンボとは、夏、ウナギやフナを採るために仕掛けた竹筒をさす。80センチほどの長さの竹の節を抜き、両端に縄を結び、3、40本ほど渦に沈める。早朝4時ごろに、水面に竹筒をあげ、一方にタモをあて流し入れた。従事者は7、8人ほど。

(ケ)ハコ

新川・旧川の河口沖合5、60メートルの場所まで、古い舟をひっくりかえして沈め、中に枝木を束ねて入れておく。12月から1、2月ごろ、ハコアゲといい、5、6人で、舟を起し、中に隠れているフナを採った。ハコアゲ回数は年1回である。

その他、水田域で行なった漁法に、(コ)泥鰌を対象とするウエ、(サ)産卵のため水田にあがるフナを対象とする手づかみ漁、(シ)馬の尾でつくった罟を使う鴨猟があった。

川尻の漁撈活動を参加傾向から分類すると、住民のだれもが簡単にできたマエガキ・ホレキ・ウガイ漁と、とくに漁が好きな人が従事した四ツ出網・タンボ・ハコ・ヤス漁にわかれる。

多種多様な潟漁が伝承されたのは単にそばに潟や水辺があったという素朴な理由で片付けられない。川尻の生業体系と関連させて考えておく必要がある。たとえば、ウガイ漁の漁具形態は、形態・機能からは〈原始的〉という時代評価が下せる。しかし、生業体系との関連をみたととき、このような印象判断はほとんど重要性を持たない。

魚伏籠漁について全国的な調査をすすめた安室知がその特性を「稲作農民が用いる漁具の典型」と指摘したように、ウガイ漁が他の集落に比べて大人数の参加が見られたのは、大規模な新田開発により生業体系のなかで稲作が中心化していたことによる。つまり、大規模な漁具にコストをかける意欲の低さが逆にウガイ漁への参加人数の増加をもたらしたと読み取れるのである⁽²⁸⁾。つまり、ウガイとはすぐれて〈近世的〉な漁具なのである。

また、舟を使った潟漁へ志向性が生まれたのも別の生業との関係性から考えてみるべきである。つまり、稲作を特化させた生業体系のなかで、漁目的で小作層はわざわざ舟を購入したとは思えない。やはり舟購入の最大目的は稼ぎが見込める水運業にあり、沖合での潟漁は、水運業の余暇時間に舟の効率的利用をはかるため発展したと考えられるのである。端的にいえば、川尻の潟漁は、稲作と水運業に規定されて「発展」したと理解されよう。

(4)小括

近世史料及び聴取資料をもとに川尻の生業活動をみてきた。その変化をまとめると表5のようになろう。つまり、17世紀の段階では、まだ豪農層は出現しておらず、生業セットは稲作と水辺漁を複合させた家が大半をしめ、耕作面積が少ない家は河川や潟沖合での漁や水運業に従事していた。

18世紀以降になると、稲作経営を特化させた豪農層が出現し、中層階級は稲作や水辺漁に加えて市場とリンクした加工業を展開するようになる。また下層階級は加工業に力をそそぐほか、水運業の拡充をはかると考えられる。

表5 生業セットの変化

中層：稲作＋潟縁漁 下層：稲作＋河川・沖合漁＋水運 〈17世紀〉	→	上層：稲作 中層：稲作＋加工業＋潟縁漁 下層：稲作＋加工業＋河川・沖合漁＋水運 〈18～19世紀〉
--	---	--

③……………蛇行と分岐の地政学

(1) 造成される中洲

つぎに各種生業活動の中から稲作に焦点をしぼろう。

既述のとおり、17世紀以降、藩の政策により大規模な水田開発がすすみ、陸域資源のほとんどを水田が占めるようになった。ただし、冒頭に述べたように、水田が生業資源の中心となったとしても、それが生計を安定的に維持する基盤となったとは言い切れない。むしろ高いリスクをかかえた。多くの収量を持続的に得るためには、しっかりとした保障体制を構築する必要があったのである。

では、川尻の場合、稲作の特化状況をどのように保障してきたのだろうか。当地ならではの対応として注目されるのが、藩政期以降の灌漑用水の主導的利用と、明治期における耕地整理事業である。この章ではまず灌漑用水利用を検討しよう。

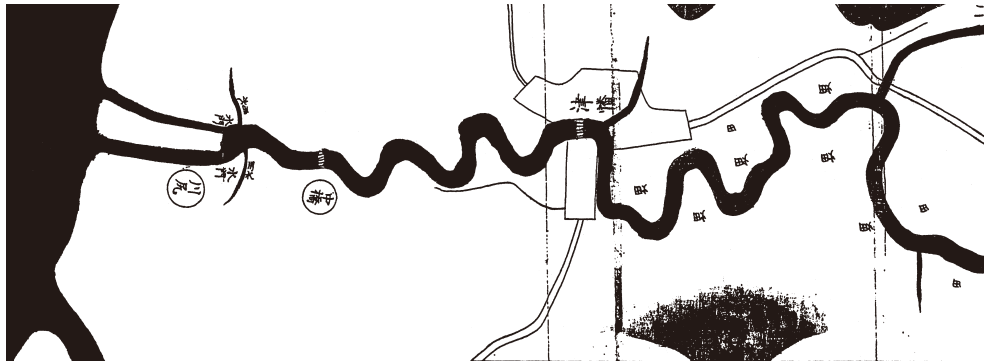
灌漑用水は稲作を保障する基本的なシステムであるが、潟縁集落にとっては、地理的環境から、その整備・利用はとりわけ重要な課題であった。というのは、2章で報告したように、河川の最下流域に位置するため、潟縁集落のほとんどが、水利の面で劣位な立場にあり、早魃に悩まされてきたからである。⁽²⁹⁾ところが、川尻は、ほかの潟縁集落に比べて恵まれた立場に立ちつづけた。

川尻の用水源として活用されていたのが津幡川である。同河川に依存したのは、さきほど東北域全体の水利状況を説明したように、低地のため溜池造成がかなわず、また東北域を横断する河原市用水の末端に位置し取水が困難であったという理由も影響している。

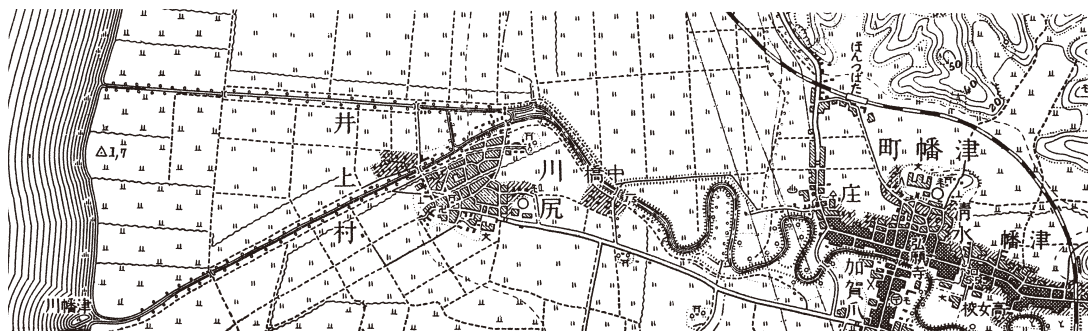
津幡川は用水源としてさまざまな形状上の特質をもった。昭和41年の改修以前の津幡川の形状をみてみよう。その特徴は中流から下流に向けて三つある(地図4)。第一に津幡町から川尻へ下る途中に流路が蛇行していたこと、第二に、蛇行域を過ぎ川尻集落にさしかかると、水門によってせき止められていたこと、第三に、水門を下ると、流路が大きく分岐していたことである。

この三つの特徴のうち、蛇行と分岐という河川形状は、氾濫の痕跡として片付けられがちだが、川尻による加工と保護の結果、さらに言えば流域集落間における長きにわたる政治交渉の産物として評価すべきだと思われる。

以下、これら三つの特徴がなぜ生まれたのか、またいかなる政治的意義をもったのか、具体的に



地図4-1



地図4-2

地図4 津幡川の流路状況(藩政期～昭和初期)

1は年不詳「河北郡絵図」(石川県立歴史博物館保管：新田家文書 No.1543),
2は昭和5年測図2万5千分の1地形図「津幡」より

説明しよう。まず分岐形状からみよう。この形状が生まれた最大の要因は新田開発にもとめられる。津幡川にかぎらず、潟東岸には宇ノ気川・森下川・浅野川など下流域で分岐した河川が多くみられる(地図1)。分岐形状に対して氾濫の傷跡という印象がもたれがちだが、実際には中洲を積極的に新田として開発・拡大しようとした人の足跡と理解すべきである。

中洲の造田化方法として潟縁沿岸でしばしば採用されたのが葦・マコモなどの水辺植物の移植である。すでに藩政期においても移植がさまざまな目論見のもとで行なわれていたことが、以下の史料(「草附所新聞真菰等植付度旨御答書」末 7月25日)⁽³⁰⁾からうかがえる。

「河北郡潟縁草付之ヶ所田形ニ仕立候義ニ付、御鷹方ヨリ御達之趣有之。然處小坂組木越村大浦村請高新開場所之内真菰原追々開立可申ニ付、右見替ニ可相成ヶ所潟江出候而者兩村之内ニ無御座ニ付、私共等示合在所領波除園外ニおゐて御鷹場為見替真菰等植付仕申度向等、尤兩村役人中より申上候ニ付、右躰真菰等植付申ニ付而者、後而私共在所新開園之為ニ茂相成可申様ニ植附、其上右植附候分私共村方江取候事ニ相成候ハ、村方ニおゐて指支之義聊無御座候。依而此段書付を以御答申上候以上」

真菰の植え付けが藩側にとって鷹場保全、百姓側には「田形」への発展目的から行なわれていたことが認められる。古文書からは具体的な造田の様子はみえないが、聴取から近代以降の状況を確認で

きる。ここでは潟東南部の才田地区（金沢市）と潟北部の内日角地区（かほく市）の事例を紹介しよう。

【事例1】才田のカワジリ

才田地区の潟縁にはカワジリと俗称される低湿田がある。カワジリは、昭和10年ころまで、チュウ百姓（自作農）7、8人が潟縁の葦10本ほどの株を平鋤やスコで起こし、森下川の膝ぐらいの水深の河口域に移植し、そこにある程度泥が堆積させたのが造成の始まりだといわれる。

【事例2】内日角のカンチ

潟縁の共有田はカンチと通称した。登記簿上の地目は「原野」で、名義は「井上円太郎他百十三名」。面積は全部で10町歩ほどあった。カンチの語源は、明治期の地籍図に「奉還地」とみえる点（地図5）、いつしか「奉」を省き「還地」と略称したことにもとめられる。ちなみにホーカンチという地名は川尻にも津幡川河口に伝承される。

カンチは、宇ノ気川の河口に堆積した土砂を利用して造成した。堆積を促すために最初に鋤で潟縁の葦を移植したこともあった。造成の主体は団体と個人の2種類があり、大半は集落からの依頼で青年団が請け負った。青年団は団費を稼ぐため数年間耕作するものの、収穫が安定すると集落へ譲渡した。この譲渡を繰り返すことで面積が拡大した。

ただし、5反歩ほどは、青年団の田んぼとして残り昭和30年代まで耕作をつづけた。また、昭和30年代に、壮年団が結成された際、団費調達のために、潟縁600歩ほどを開墾し、壮年団の田んぼといい、昭和40年代前半ころまで耕作した。青年団・壮年団の田んぼはその後カンチ（区共有田）に吸収された。

個人による開墾例は、終戦直後に多かったが、それ以前はほとんどない。開墾する場合、いったん区長に相談し許諾をもらう。許可面積は大体100歩ほどだった。4年経ち、収穫が安定すると、集落に譲渡し、カンチに組み込ませる。開墾者が耕作をつづけた例があるが、これは宮番をしていた個人への手当てとして与えたもので、実質は集落の管理下にあったといえる。

カンチは、4年ごとに冬場、10班の班長が区長宅に集まり、籤引きをし、耕作地を交換した。班ごとに割り当てられた耕作地は、さらに班内で、籤でふりわけ、縄をはり、畦をこしらえ、分割した。

1軒あたりの分与面積は70坪から100坪ぐらい。収穫量は、普通の田んぼが1反あたり5俵なのに対し、カンチは3俵ぐらいだった。ただし、降雨の少ない年は、逆にカンチの方が、出来がよく6俵ほど取れた。



地図5 「奉還地」と記された地籍図(明治期)
内日角区蔵。

カンチは基本的に集落が管理するが、大正5年から組織上は「還地組合」として管理するようになった。⁽³¹⁾ 組合が設立されたのは、大正3年の耕地整理事業で出た残余地をカンチに組み込ませたのがきっかけである。組合へは当初、地区全戸が加入したが、平成17年ころになると、全戸約100軒中、実際の耕作者は半分ほどで、非農家は、農家に耕作をまかせ、若干の年貢をもらう程度になった。

平成18年の県営圃場整備事業により、カンチのほとんどは私有地に配分された。現在は、カンチ残余地1200歩ほどを生産組合の管理のもと希望者3軒が耕作し、借地代を生産組合に納めている。

以上、河口開墾にかかわる聴取事例を紹介した。注目すべきは後者の内日角の事例であろう。カンチの歴史ははっきりしないが、藩政期におけるクジガエ（田地割）制度の仕組みを継承していることはあきらかである。

同制度は石川県の場合、明治の地籍制度によりほとんどの村で廃止され、明治以降存続した北間・大河端・玉鉾・柴山などの地区でも、戦後の農地解放により完全に消滅した。⁽³²⁾ この点、内日角のカンチ制度は戦後におけるクジガエ制度の唯一の県内存続例として注目できよう。

才田・内日角の事例が示唆するのは、河口を潜在的に共有地と捉える所有観があったことである。中洲形成を利用した大規模な造田がすすめられた背景として、この所有観の影響を留意しておく必要がある。つまり、河口を集落共有の資源として前提視していたがゆえに組織的かつ大規模な開発がなしえたと考えられるのである。

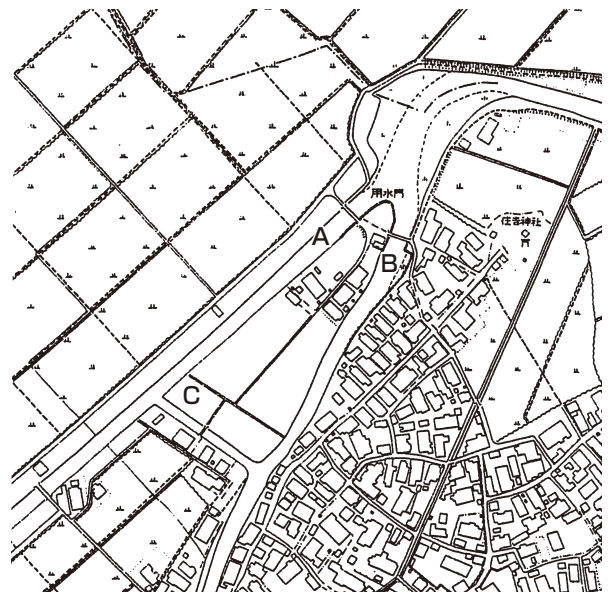
なお、津幡川河口の分岐形状は新田開発により二つの河川の間隔がひろがっていくなかで別の機能をもつようになる。『河北郡誌』はこう記す。「川尻は稲田河北渦の沿岸に及び、其距離甚だ遠きを以て、津幡川の下流を部落の東端より分派し、約二町の間隔を有せしめて之を新川と称す。之によりて収穫時に於て稲を運ぶ小船甚だ多し⁽³³⁾」。つまり、広大な水田域を移動するための主要交通路としての機能をもったのである。

(2)水門

つぎに第二の特徴として水門の状況を見てみよう



写真2 上流側からみた津幡川の分岐地点
昭和35年撮影。右側が新川、左側が旧川。
山本博氏蔵。



地図6 新川・旧川の水門
A 新川水門 B 旧川水門 C ホソカワ
川尻区所有地図より

(写真2・地図6)。河川が分岐してすぐにそれぞれ水門が設けられていた。住民は水門をヨーバと呼ぶ。水門のすぐ下流には両河川をつなぐホソガワと称する連絡用水路が設けられていた。ただし、住人の記憶では、膝ぐらいの水深しかなかったので、運搬作業には使えず、両河川をわたる場合、結局、渦から回りこむしかなかったという。

水門は、藩政期においては稲作の取水時期に設置され、必要なくなると解体されていたが、後述するように安政6(1859)年にいたり常設化がすすめられた。堰は古くは木造製であるため、補強工事が繰り返しなされたと思われるが、かつての構造や修理の様子をうかがえる資料は管見にいたってない。

年配の住人の記憶では、木造堰の時代は、水門にはめこんであるゴウ板を、針金をひっぱって引き抜いて水量調節を行なったという。用水番は6人ほどおり、水量調節のほか、水門に流れ着くゴミをテンカギであげたりする作業を行なった。なお、排水部分には、川底の土砂が削り取られないように、エダガキといい、薪などが詰め込んであったという。

昭和3年、木造堰からコンクリート堰に改良された。当時の村長の洞庭善兵衛は水門改良の必要理由を新聞紙上でこう語っている。

「私の村は御承知の如く戸数僅に三百餘それに殆ど田地で畑地は僅津幡川に幅二間程の畑地があるのみで田地の十分の一たらずです。故に先輩諸氏も非常に苦心され、どうしても村を生かすには第一にその土地に適した事業を起さねばならぬといふことになったのです。わが村は田圃ばかりですから米作より他に適した事業はないといふので灌漑水の充實を圖るやうになったのです」(昭和6年7月12日「北國新聞」)

つまり、稲作特化状況を保障するためだと言っているわけである。このような大がかりな事業を実施できた経済的背景には、大正12年における国庫補助の開始がある。この年から、水稻生産基盤の強化のため、用排水幹線改良事業に対して事業費の50パーセントの国庫補助がなされるようになった。この補助金交付は、農業水利史の流れのなかでも、事業を行政が直接に担当し投資の主体となる、つまり農業水利事業を「公共事業」化させた「画期的な意義」をもった。⁽³⁴⁾

当該地の水利組合も、補助金を目当てに申請したものの、受益面積が補助に必要な500町以上に達していなかったため却下されてしまう。そこで上流の津幡町庄を加入させ、事業区域を拡大させ、許可面積を確保した。

完成した水門の写真が今に残るが(写真3)、その堅牢な姿に往時の人々は歓喜したであろう。洞庭村長も以下のとおり早魃の恐れがもはやないと喜びの声をあげている。

「これまで早魃が續くと、水の不足することがあつたので、今度はその水不足をしないやうといふところから河北渦の水を逆流せしめて、上流へこれを送るといふ計畫で、これまた木造



写真3 完成したコンクリート水門
昭和35年撮影。川尻土地改良区蔵。

の水門を鉄筋コンクリートの立派なものにして、水不足の場合はいくらでも下から水を上げるといふことになつてをり、それには卅馬力の電力で上げるもので、二つのポンプを備へてあり、如何なる時でも旱魃の憂ひがない譯です」(昭和6年7月12日「北國新聞」)

ちなみに水門の改造は内水面漁業に影響を与えた。さきほど冬季に水門上流で舟を浮かべ鯉を対象にしたヤス漁を行っていたことを報告したが、木造の水門のころは、ゴウイタをはずして水門上流に舟をあげていた。

しかし、水門が鉄筋コンクリートにかわり舟が通れなくなったために、水門の上流に舟をすすめるときは、舟をいったん土手にあげ、コロをひいて移動し、ふたたび水面におろすという手間がかかるようになった。舟の上げ下げには10人近い人出を要したという。

(3) 蛇行と水害

最後に第三の特徴である蛇行形状について説明しよう。水門をさかのぼると、大きく2度蛇行する。この形状は、川尻にとって二つのメリットがあった。大正9年に津幡町が津幡川の直線化を目的とする河川改修案を提出した際に、井上村(川尻)は蛇行域の意義をこう説明し反論している。

「元来津幡川は河身屈曲し居りて、平時には灌漑用水を湛え、洪水時に在りては其の流下を緩徐ならしめて水害を免れし居れるものなるに、今之を直線河身とせむか、其の効用全く喪はれて、下流井上村は既に著しく不足を感じ居れる用水を一層不足ならしめ、一部の米作を廃止せざるべからざることとなるが、上に洪水時には激流一時に押寄せて、平時灌漑用水貯溜の目的を以て築設したる同村字川尻の水門を流失せしめ、其の結果同字及字中橋の人家を流出せしめざれば止まざること少しく實地を知れる者の直に首肯し得る處なり」(大正9年6月2日「北國新聞」)

つまり、蛇行には貯水と激流緩和という二つの機能があるというわけである。しかし、蛇行と水門の2段階にわたる湛水化作用によって、蛇行域周辺の集落への水害が頻発した。とりわけ庄町・津幡町・横浜は甚大な被害を受けた。

庄町では、河川改修前まで、1年に2、3回ほど、とくに7月時分に、津幡川に注入するハツタン川が逆流をおこし氾濫した。ゆっくりと水かさが増していくので、畳をあげ、戸をたてかける対応ができたという。

水道がなかった時代、地表に堆積した泥をホースで洗い流すことはできず、水がひくのにあわせてかきだした。あとには、町から衛生対策のために頒布された石灰を縁の下などに撒いた。ただし、石灰を撒いても、良好な衛生状態になったわけではなく、疫癘によって亡くなる人が少なくなかった。

商店がならぶ津幡では、「大水がつかんと梅雨があけん。年中行事やった」というほど、毎年、梅雨時に水害をこうむった。このため、用意のいい家では、大雨になると、前日にオニギリを用意した。水害常襲地帯の古い家は、毎年梅雨になると、水がつかなくても、柱が涙をながすといい、例年の水害でしみこんだ水が柱からにじみでたという。

川尻もまた被害から免れられたわけではない。水田域が冠水することは珍しくなく、とくに昭和38年の水害のときは、出穂期に1、2週間も水につかり、稲が全滅状態になった。

居住域あたりも、水門のあたりから流れ込むことがあった。このため、大雨のときは、半鐘を合図に、各家が俵を持って神社に集まり、境内の泥を詰め込み、1俵5、60キロの俵を神社から中橋あたりまでの川添いに積み上げた。大水がおさまると堰を全部あげる。すると、河川の右側に中洲がかならず形成された。その泥はザイショ総出で住吉神社の境内に運び、穴を埋めた。

ただし、居住域は地面が高く、水がつくことは頻繁になかったため、上流域の支援活動を行なう余裕があった。昭和38年の水害時には津幡へ炊き出し応援にいたり、また舟を出して、浸水した家屋から家財道具や荷物を舟にのせて預かったりしたという。

水害の歴史に関して注意したいのは、水害が頻発するようになったのはそう古くからではないという意見が少なくないことである。たとえば、大正年間生まれの住人は「戦前はそれほど水害はひどくなかった。戦後、森林公園が整備されたり、山手に団地ができたりしたことで、水害がひどくなった」という。また、別の住人は「嫁に来て毎年水害にあうので、舅になんでこんなひどいところ(所)に住んどると言うたら、昔はこの辺は水がつかんかったと言うた」と指摘する。

また、明治38年に、浸水400戸、耕地被害1000町歩に達する水害がおきたとき、新聞取材に対して、⁽³⁵⁾「古老」は「津幡町に於て斯る惨事を見たるは殆ど百年來にて未曾有の出来事に属せりと云へり」(明治38年8月9日「北國新聞」)とコメントをよせた。

明治後期以降に水害が増えた原因はなにか。大正8年に津幡町は頻発する水害対策として津幡川の河川改修を県に陳情したが、その際の願書の中で水害の原因を以下のとおり指摘している。

「今は去る三十年前迄は該川深く、従て川幅亦廣く、而も現今の三倍を降らす。船楫の便盛んにして、二十五石船積の船と雖も河口川尻より上流竹橋迄自由に出入し、雨量多き場合と雖も、雨水停滞氾濫等の被害を見ざりしも、此年流水十分ならざる爲め、年を逐て川底を淺くし、一時降雨に遭遇せば、被害□甚を加へ、殊に近來開墾熱の勃興と共に同川上流に森林の濫伐行はれ、荒廢甚敷しき爲め、漸次降雨期に方りては、其被害を蒙るに至りしかば、護岸築堤を爲すも、護岸の管理十分ならざるも、水源地との距離近きと河身甚敷しく殊に近年土砂の流出夥しく(後略)」(大正8年6月4日「北國新聞」)

川底上昇による流水能力の減少と、森林伐採による山の保水能力の低下を原因にあげているわけである。水害が近代的な現象であったことがわかる。

(4) 上流域との対立

水害が常襲化するなか上流域の集落が願った最善の対策は、湛水状況をうみだす蛇行形状の改修と水門開放であった。

蛇行の直線化は、上流の集落の積年の望みであり、津幡町では、くりかえし河川改修の議決が行なわれた。たとえば、明治31年には津幡町会が河川改修を決定。大正4年には大札記念事業として河川改修を申請(大正4年7月10日「北國新聞」)。大正8年にも津幡町は県費による改修工事を県に提出(大正8年6月4日「北國新聞」)。大正9年には蛇行域に直線補助川を築設することを県に陳情した(大正9年6月2日「北國新聞」)。しかし、いずれも川尻の反対と県の判断により、実現をみなかった。

ようやく部分的な改修がすすめられるのは大正末期である。蛇行部分を縦断して補助河川の切通

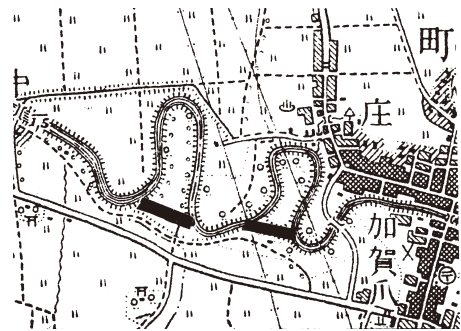
し工事が行なわれた。補助河川の深さは本流の常水面より1尺の高さ程度だった。さらに昭和5年に水門工事にあわせ、もう1本補助河川の切り押し工事が行な⁽³⁶⁾われた(地図7)。

ただし、補助河川をもってしても氾濫は十分に抑制できなかった。残る方法は水門の開放しかないが、水門を管理する川尻はそれを拒んだ。その結果、川尻と上流集落とのあいだで開放をめぐる対立がしばしばおきた。

水門をめぐる対立は、すでに安政6(1859)年の史料に「当廿七日大洪水之砌、津幡駅中水込ニ相成申ニ付、其村領堰所土居ニ当駅之者共罷越候処、其村之衆中土居為切からく旨申聞、双方論合候中、其村安左衛門等少々怪我もいたし候旨」とみえ⁽³⁷⁾るが、近代における水害の甚大化を考えれば、近代以降さらに激化したであろう。

聴取でも対立の様子を確認できる。庄町で耳にした話を紹介しよう。「大雨になると、津幡川の水位が上昇する。下流の堰で水が一旦せき止められるため、水があふれかえった。庄町では、この堰をあければ、床上浸水になることはなかったが、堰の管理責任は川尻地区にあり簡単に開放しなかったために、床上浸水の被害が出た。河川改修になるまで、消防の人たちが堰にたって張り番をしていた。庄町の人は、堰をあけるようもとめて、ケンカ沙汰になったことがあった」

このような問題がようやく解消されるのは昭和38年の大水害への事後対策として河川が単線・直線化されてからであった。



地図7 補助河川の切り通し状況(黒線部分)
昭和5年測図 2万5千分の1地形図「津幡」

(5)水利権の獲得

①法的保護

問題となるのは、上流域からのたびかさなるクレームがあったにもかかわらず、なぜ、川尻は、蛇行改修や水門開放に関して強固な拒否姿勢をとることができたのだろうか。その背景には、第一に法的保護、第二に社会的ネットワークがある。

まず法的保護という側面からみてみよう。川尻側に優位性を与える決定的な契機となったのが、以下の資料のとおり、安政6(1859)年における津幡川の用水権獲得⁽³⁸⁾である。

「河北郡川尻村用土堰場所、是迄用水相済候上切払候得は、次第第二堰所六ヶ敷相成、其上鏡堰も堪不宜候に付、去年僉儀之上土堰切払不申渡置候處、津幡等より願之趣有之、先達て書付指出、段々遂僉儀候所、悉く申立ニ相成申程之儀も無之候、然所先年之通切払申趣ニ致度旨、少左衛門より訳て申聞候、則去詮議之節委曲承知之通、当年右土堰切払候ては来春堰揚の節、過分至極之失墜も有之、村方可及難儀、右等之趣ニ付追々引免立歸之詮議方も申渡置候處、如何之趣ニ候哉、甚心得違之至ニ候、依而此度僉議之上、右土堰之分役所へ取揚げ定堰ニ申付、猶亦普請可申付、尤川尻村へは誠精勤通等可申渡候条、此段双方村方へ可申渡候、以上」

川尻村が、安政5(1858)年から、それまでの毎年の仮設式の土堰をやめ常設化したことに対して、上流に位置する津幡村から解体の願い出があったが、藩は津幡側の願いを破棄し、「定堰」として

認可したときの内容である。つまり津幡川そのものを川尻が利用権をもつ「川尻用水」として公的に認めたのである。

上流域との軋轢を抱えながらも用水権が公認された背景について、杉本晴介は、天保期は藩が積極的な増収をめざした天保改法期であったために、潟縁新開田の用水量を確保しようとする意図があったと指摘する。⁽³⁹⁾

②社会的ネットワーク

もうひとつ川尻が優位にたてた理由として社会的なつながりがある。藩政期のつながりとして注目したいのが懸作の問題である。さきほど新田の多くが懸作地であったことを紹介した。つまり、川尻地内の水田とは流域の集落に開かれた資源であったのである。とうぜん、懸作地に影響がおよぶ水門の開放を強く求めることはできなかった面があろう。

近代以降においては、川尻用水を利用する流域集落が一体となり、用水組合の組織化をすすめたことも効果をもったと思われる。組織の拡大・再編の過程をみてみよう。

川尻用水は、明治24年2月に川尻用水普通水利組合を組織。水利組合の管理水域は、津幡川水系の富田から川尻にかけてである。組合の加入地区は当初、川尻・中橋・五反田・中須賀・英田村舟橋の5字であった。⁽⁴⁰⁾ただし、中橋・五反田・中須賀は名義のみの加入で実際には河原市用水に依存していたが、昭和3年には水門が改良され水量が増加したことで、前記3集落と庄が、さらに昭和23年に横浜（35町歩分供給）が加入した。

昭和27年、川尻用水土地改良区に再編。昭和41年に潟端地区内に川尻第二揚水場が設置されたことで、昭和43年に、東荒屋（22町歩）が新規加入。逆に舟橋は平成7年ころ放水路からポンプアップするようになったため、その後脱退した。

役員は理事13名と幹事3名からなり、選挙区を設け選出する。選挙区は、かつて川尻、中橋・五反田、中須加、横浜、庄、舟橋、東荒屋の7区にわかれていたが、集落間の農家数の差が大きくなったので、平成14年から、第一選挙区を川尻・潟端、第二を中橋・中須加・五反田・横浜、第三を庄・舟橋・東荒屋の三つに整理統合した。

理事の選出人数は、灌漑耕地面積の規模に応じて各集落によって異なる。川尻は6名、ほか潟端・中須加・横浜・庄・舟橋・東荒屋からは各1名である。理事長は代々川尻区の区長が務めている。

監査は、第一選挙区からは川尻が1名、第二・三選挙区内部では、集落ごとに交替している。また、理事の下に位置する総代数は、第一から23名、第二から8名、第三から7名が選ばれる。土地改良区の主要な話し合いは、役員会が年2回、総代会が年1回、監査が2回である。

この選出状況を見ると、改良区の運営は川尻が中心となってすすめてきたことがわかり、リスクの調整にあたってはその意向が強く反映されたことが想像できよう。

④……………耕地整理事業の展開

(1)事業経過

川尻地区が稲作特化状況を保障する上で展開した対応として、用水利用の他に、もうひとつ注目

したいのが耕地整理である。まず、事業の経過を昭和3年2月「事業報告書並収支決算書」（以下「決算書」／川尻土地改良区蔵）をもとに確認しておこう。

明治44年8月21日、川尻耕地整理組合が設立。同年12月10日工事着手、大正7年完了。昭和2年、組合解散。昭和3年まで換地処理などの残務整理を要した。総工費は78003円、内、補償費が32482円、県・郡補助金が3806円。

なお、この施工面積・費用は石川県内でも最大規模に達するものであった。明治・大正年間に石川県内で事業を実施した地区は710地区にのぼるが、そのうち、100町歩を超えたのは42地区、200町歩以上は4地区にすぎない。また、事業費で7万を超えたのは、21件にとどまった⁽⁴¹⁾。

整備前後の耕地環境の変化を整理したのが、表6である。項目をみると、水田や畑地にとどまらず、居住区域も含め集

表6 整備前後土地面積比較 「決算書」より作成

資源名		整備前	整備後
水田	面積	182町7反4畝27歩	199町3反17歩
	外畦畔	1反3畝16歩	
	内畦畔		7町7反1畝16歩
	地価	73,689円85	68,666円20
	筆数	9,102	2,730
畑地	面積	5町5反6畝3歩	6町1反2畝18歩
	地価	1,094円52	778円16
	筆数	1,372	561
宅地	面積	5町9反4畝12歩	7町9反8畝7歩
	地価	7,989円49	10,775円08
	筆数	533	301
山林	面積	1畝1歩	0
原野	面積	5町2反5畝27歩	3町5反8畝21歩
雑種地	面積	1反6畝3歩	3反3畝8歩
池沼	面積	2歩	0
道路	面積	4町3反1畝20歩	11町2反3畝13歩
溝渠	面積	8町2反3畝2歩	12町5反9畝24歩
堤塘	面積		3畝3歩



地図8 耕地整理前後の潟北東岸域の変化(左が以前、右が以後)
左図：明治42年測量5万分の1地形図「津幡」[金沢]
右図：昭和5年修正測図5万分の1地形図「津幡」、昭和6年修正測図同地形図「金沢」

落の陸域環境全般にわたっている。移転民家が5,60戸もあったというから(昭和6年7月12日「北國新聞」), 集落全体の空間再編に等しい大事業であったことを確認できる。年配者が伝え聞くところによれば, 工事は, 田んぼに泥を積んで運ぶ人海戦術がとられたという。

具体的にどのような再編がなされたのか, 対象域を, ①津幡川②用水路③陸域資源④クリークの四つに整理し概要をみてみよう(地図8~10)。

①津幡川

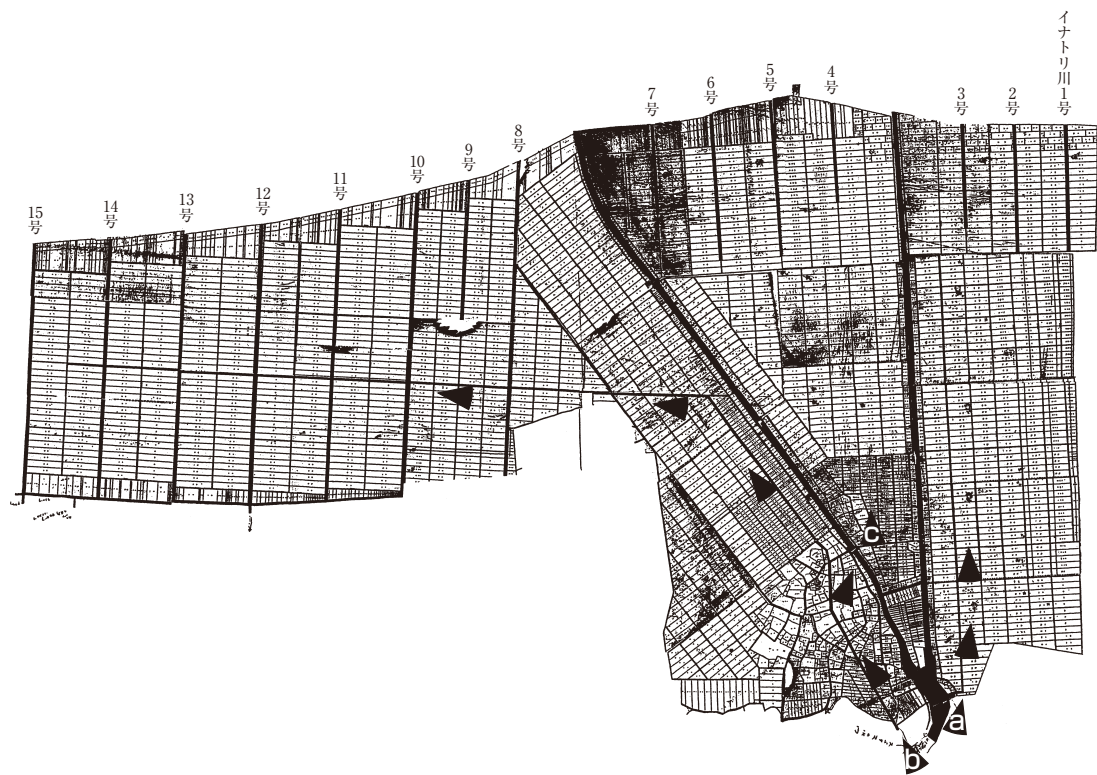
分岐河川の北側の新川は, 旧来曲流していたが, 幅6間, 川岸2間幅にあらため直線化, 旧川は幅を8間に広げた。また両河川の川岸にアゲバ(稲出場)を造成するほか, 護岸用に植林を行なった。

アゲバとは, 舟によって運ばれる稲の上げ下ろしの便宜をはかるために, 約長さ7, 8間, 幅2



地図9 整理以前の耕地状況(全体と部分)

地籍は46区画からなる。クリークらしき水路(黒線部分)が北・南の領に3本ずつみえる。
 「川尻村全図」(川尻土地改良区蔵)より作成。明治20年代測量か。



地図10 整理後の耕地状況

a アツラのドグチ(取水口) b スミサマのドグチ c 中田んぼのドグチ ▲は用水の流下方向
「昭和十一年十月改訂調査之図 井上村字川尻小字分地圖」(川村甚悦氏蔵)より作成。



写真4 旧川のアゲバ
昭和37年撮影。山本博氏蔵。



地図11 アゲバの配置状況(旧川)

「昭和十一年十月改訂調査之図 井上村字川尻小字分地圖」(川村甚悦氏蔵)より。

間の長方形分ほど川岸をくぼませた場所をさす(写真4・地図11)。水田4, 5枚間隔でおかれ、直接農道につながっていた。地図上の数は全部で約46か所確認できる。

木の種類は榎と胡桃で、アゲバ付近を除き約5尺間隔で植林した。植林は護岸目的のほか、稲乾燥のハザ木に利用したり、前に記載したように燃料資源を調達したりする意義もあった。

とくに力をいれたのが榎の木の栽培で、川岸のことを榎の木ドヨウと通称したほど並んでいたという。榎の木を選んだのは、一番成長が早かったためである。木の近くの畑の所有者が枝打ちし燃料として使った。

②用水

用水路は、本線の直線化、農道下への5寸から7寸直径の導水管の埋め込みなどが行なわれた。また、ドグチ（取水口）を上流へ移動させ（地図10）、アツラのドグチとスミサマのドグチの2か所を主要取水口とした。スミサマのドグチから取り入れた水は、南の領を潤すほか、ハシヅメの橋のところで流路を北に曲げ、旧川を笕でわたし、中の領を潤した。

ただし、広大な南の領については「決算書」に「用水量地域ノ半ニモ達セズ。ム字ノ如キハ五反田用水残流ノ惠ニ仰ギ、ウキノ兩字ノ如キハ天水ニ仰グ所アリ。ノク兩字以南ハ中條十二號稻取川上流川ノ下流ヲ堰キ、潜水ヲ酌入レテ灌溉ニ資シ、或ハ全ク天水ニ仰ク有様ナリ」とあり、十分な水量を確保できず、天水やクリークからの揚水で対応するしかなかった。

ちなみに、耕地整理をもってしても改善できなかった水不足を解消するために行なわれたのが、前述した水門の改良であったろう。しかし、水門改良によっても末端までの改善はされなかった。

この対策として、渦縁集落では、一般的に水車による揚水が行なわれたが、川尻では水車をもつのは村上彦右衛門家ぐらいであった。ほとんどの耕作者はヨミズといい、みなが寝静まってから、上流の水田のミトをとめて水を入れたという。

③陸域資源

陸域資源には畑地・水田・原野がある。畑地の整理にあたっては、水田面積をできるだけ拡大させるために、散乱状況にあった畑地を荒屋敷と津幡川川岸に集中させ、7間に8間の区画に統一化した。その結果、5反6畝の増加をみた。聴取によれば、畑地利用は自給用に根菜類・葉菜類を栽培した程度であったという。

事業のメインである水田は、面積が1827反から1993反へ増加した。注目したいのは筆数の変化である。整理以前は9102、つまり1筆あたり平均60歩しかなかったが、長方形に整形されたことで、2730へと3分の1以下に激減した。

ちなみに整理以前、1筆あたりの面積が狭小だったのは加賀藩の特徴といわれる。栃内禮二のデータにもとづき水田筆数を全国的に比較したのが表7である。北陸地方の細分化が著しいことがうかがえるが、なかでも1筆あたりの平均面積は、石川県が2.36畝、富山が2.22畝で、旧加賀藩領がもっとも狭小であった。⁽⁴²⁾

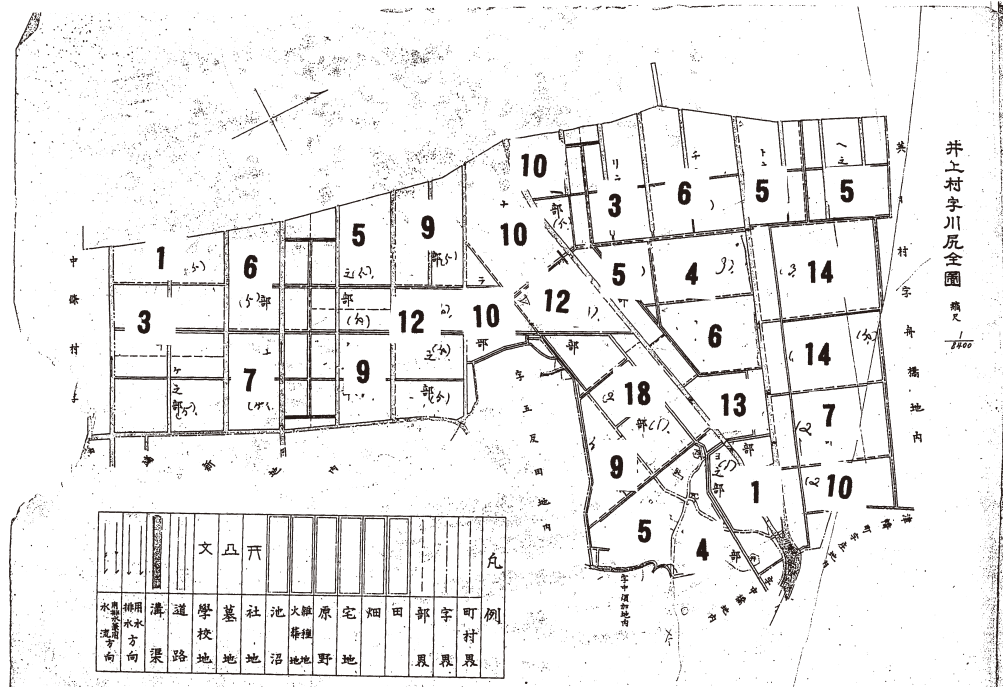
表7-1 筆平均面積 単位：畝 砺内論文：明治22年『農事調査表』より作成

	陸羽	山陰	山陽	四国	畿内	東海	関東	九州	東北	北陸
田	9.87	8.38	7.91	6.58	6.39	6.13	5.98	5.91	5.55	3.22
畑	7.49	7.41	6.93	5.58	5.44	4.79	4.52	4.46	4.21	2.93

表7-2 所有者別筆数 砺内論文：明治22年『農事調査表』より作成

	陸羽	山陰	山陽	四国	畿内	東海	関東	九州	東北	北陸
田	12.4	8.9	7.2	5.6	9.9	9.6	7.8	9.6	12.6	25.8
畑	8.8	9.6	5.7	7.4	4.9	6.6	9.1	8.6	14.3	11.0

この要因として、栃内禮次は、田地割制度の影響を指摘する。つまり、耕作者のリスクの公平を期す目的から定期的に分配替えしていたため、相互の過不足を調整するために細分化がすすめられたというわけである。



地図 12 川尻最大地主の筆数別水田所有状況

〔大正五年拾月改正調書 地所卸附原帳〕(洞庭樹一氏蔵)より作成。

整理後の耕作地の割り当て状況を見てみよう。後述するように地主が整備をすすめたことを鑑みると、自分たちに優位な配置をおこなう可能性が想像できる。実際の配置状況を確認するために、川尻最大の地主・洞庭善兵衛家の所有地数を、「大正五年拾月改正調書 地所卸附原帳」(洞庭樹一氏蔵)をもとに数え、地籍地図に落としたのが地図12である。川尻最大の有力者とはいえ、好条件の耕地を選択・統合する、耕地の集団化現象はみられず、川尻全体に分散していることがわかる。

もうひとつ原野の変化を見てみよう。実は陸域資源のなかで筆数の変化がもっとも見られたのは原野である。総面積は約52反から35反へと縮小。筆数は1592から191へ激減した。水田の筆数の減少率が旧来の3分の1、畑が10分の4程度だったのに対し、原野は10分の1近くである。逆にいえば、整理以前においては小規模な原野が散在していたことを物語っている。

聴取ではかつて散在していた際の原野の利用状況は確認できないが、その利用目的のひとつとして想定されるのがハサ場である。つまり、稲の乾燥のために、人力で散在した原野に運んでいたことが想像されるのである。

潟の暮らしといえ、河川岸にハサ場が集中し、その間を舟が行き来する水郷風景を想起するが、実は、このような牧歌的な風景を生んだのは耕地整理だったといえるわけである。

(2)イナトリ川の造成

①造成の歴史的背景

整理対象のなかでもっとも注目すべきは交通・運搬路である。交通路には水路と道路の2種類が

ある。

宅地内の道路は、1間から2間という具合に幅がふぞろいだったが、1間3分以上に、また耕地内は、おおよそ3尺に均一化した。2、3尺の道幅では荷車の通行さえ難しいと思われるが、あえて陸上交通機能を退化させたのは、イナトリ（稲取）川と呼ぶクリークの造成に力を注いだからである。

クリークの造成は整理事業のなかでももっとも重視された課題であった。「決算書」の整備遂行理由のなかにも以下のようにみえる（ア・イ・ウの記載順は筆者変更）。

（ア）当地区ヨリ津幡町ニ通スル道路ハ、稍々整備スルモ、其他ノ方面ニ通ズルモノニ至リテハ、道路トシテ見ヘルモノナク、交通尤モ不便トス。津幡川ハ津幡町マテ船楫ヲ通スルヲ得テ、出入物資ノ運輸ハ主トシテ之レニ依ル。尚地区内ノ交通運搬ハ大部分舟ニヨリスルモ、水路ノ配置不良ナルト、断面ノ不足ナルトノ外、迂回屈折甚シクタメニ、舟路ニ依ル交通モ不便ヲ免レズ。

（イ）田ノ区割ハ錯雑多用ニシテ、一筆数区ニ分ルアリ。甚シキニ至リテハ、歩ニ満タサルタメ、多人数共有ヲ余儀ナクスモノアル等、一区画平均面積四十八坪ニ満タサル有様ニテ、併モ大部分ハ道路若クハ水路ニ接セサルタメ、管理、肥料収穫物ノ運搬ハ水路ノ不便言語ニ絶スルモノ多シ。

（ウ）排水路ハ其数至ツテ少ク、且ツ其断面狭隘ニシテ、地域内ノ排水逆水ヲ排除スルノ目的ヲ遂クル能ハスシテ、耕地常ニ湿潤スルノミナラズ、時々濁水侵入シ、過半ノ土地ハ年々多大ノ水害ヲ被リ、時ニハ不毛ニ陥ルモノ些少ナラザリキ。

（ア）・（イ）から水路整備による舟運活性化が重要な課題であったことがわかる。成果後の評価でも、「稲取川ヲ利用シテ、収穫物及配料ノ運搬ヲ舟棹ニ依ルコトトナシタリ故ニ、耕地道路ノ幅員ノ狭少ナルニ比シテ、些ノ錯誤ノ生ツルナク、却ツテ耕地ノ面積ヲ増加スルヲ得タルハ欣快トスル」と、唯一自賛している。

聴取によっても造成の影響の大きさをうかがえる。整備以前、クリークらしき水路は2、3本しかなく（地図9）、刈り取った稲をクリークまでかついで運び出すのに苦勞したが、イナトリ川がふえ、田んぼに舟を横付けできるようになったので、はるかに稲を出しやすくなったという。

クリーク開鑿という独特の工事がなされた背景には、国の耕地整理事業の目的変更があったことに注視する必要がある。明治38年以降、事業の重点が、田区改正から用排水改良へ変更するにあわせ、水路整備が眼目となった。（ウ）の記載は、この変更を反映させたものである。この動向を踏まえれば、イナトリ川の開鑿は、用排水路整備の重視政策が大きな引き金となったと思われる。

用排水路を舟運路として併用する発想が生まれたのは、もともとわずかながらも農耕用に舟が使われていたことがあろうが、もうひとつ水運業との関連も見逃せない。というのは、潟縁集落で、耕地整理をきっかけに水郷空間へ整備したもうひとつの集落として内日角があるが、当地もまた河北潟を代表した水運基地であったからである。

内日角地区の場合、大正3年の耕地整理以降、潟から集落方面へ一番マから三番マの3本のマ（クリーク）と、それらを横断する、への字マと呼ぶ連絡用水路を掘削した。これによって、100軒中、40軒ほどが舟を持つようになったという。

潟縁沿岸のなかでもとりわけ水運の村がクリークを積極的に造成したのはなぜか。明治30年代にはいり鉄道が登場し、水運業が衰退の一途をたどる。水運業の衰退時期と耕地整理の時期が重なることを鑑みれば、水運業の技術や、またそれによって稼いだ資金を、舟運農業に利用しようとする意識が芽生えても不思議ではなかろう。つまり、端的に言えば、水運業を稲作へ内部化しようとする見通しが、用排水路と舟運路の併用化を促したと想定できよう。

②イナトリ川的环境と管理

では、つぎにイナトリ川の形状・管理状況を聴取資料にもとづき確認しよう（地図10）。

イナトリ川は、北から南にかけて1号から15号まで櫛の目状に15本造成された。幅は2間。深さは基本的に潟と同じで、潟の水位の上下により、水深が変わる。浅いときは10センチ、深くても30センチから50センチしかなかった。

8号は五反田・中須賀、10・12号は潟端地区のそれぞれ排水路としても利用されたため、水量が豊富で、竿で操船できた。それ以外は、浅いため、稲を大量に積載すると、竿では舟を動かせない。そこで、舳に2本の綱を結び、陸地の両側から引っ張って潟まで出した。

川には横断用に幅5尺ほどの橋が架けられていた。橋といっても、川の両端に足場を組み、その上に板を渡しただけだったため、台風が来たときは、四つ這いで渡ったという。

管理作業は8、9月に行なわれた。ジョレンで泥をあげたり、マカマ（マコモ）を除去したりした。作業は、当初、イナトリ川周辺の耕作者ごとに行なったが、その後、班ごとに分担するようになった。

1号から7号あたりの田んぼは、やや地面が低かったので、丁寧な家では秋に川からジョレンで泥を汲みとり（写真5）、田んぼに山積みにし、春にばらまいた。ただし、川で泥をとれる量は、耕作地の田んぼの幅だけなのでわずかにとどまり、盛んでなかった。

イナトリ川の問題点は、耕地を南北に走る灌漑用水路を分断してしまったことである。そこで、イナトリ川をまたいで用水を導くために、笥を渡した。笥は、クサマキ材をチキリで接合したもので、集落の船大工が製作した。寸法は大体長さ4間幅3尺高さ2尺5寸ほどで、南部の田んぼにいくと、寸法が小さくなった。

笥をかけるのは3月20日ころ。8月10日から15日頃になると稲刈りのために舟がイナトリ川にはいるため笥を取り外す。取り外すにあたっては、前もって8月初旬に苗代田の西部あたりの堰をとめ用水をすべて橋詰の排水口から流した。秋以降になると、橋詰の下の官地に倉庫がありそこに横積みした。



写真5 イナトリ川の川ざらえ

撮影された川はやや細め。太いものは1.5倍～2倍ほどあった。昭和37年撮影。山本博氏蔵。

(3) 港湾化する河口

イナトリ川の造成は津幡川の風景にも大きな変化を及ぼした。文化8年の「上申帳」に「板舟十二張」とみえるように、近世後期においては、舟を持つ家はわずかだったが、川の造成により「どの田の稲も舟を利用して運ばれるようになり、殆どの耕作家庭が稲取り船を持つようになった」のである。⁽⁴³⁾

聴取によれば、耕作面積の大きい家は1軒に1艘、少ない家は2軒で1艘もった。舟の規模は潟ぶちでも最大級で、長さ5間、幅5尺。約1反分の稲を積めた。川尻の舟が大きくなったのは、耕地が南北にひろがっていたため、一度にたくさんの稲を積み耕地を行き来する手間を省く意義があったためと、津幡川の水深が深く、多くの積載が可能だったためである。ちなみに舟橋地区の川は、川尻に比べて浅かったため、舟を小さくせざるをえず、積載量も200歩分しかなかった。

造船は川尻在住の福森家もっぱらとした。川尻の舟は大きく、値段は周辺地区より高かったため、同家は自村の仕事だけで生計が成り立ったという。1艘の値段は、1町5反歩分の収入ぐらいといい、昭和17、8年ころで700円だった。舟の耐久年数は、25年から30年だったので、その間、買い替え資金を貯蓄したという。川尻の舟が高価だった原因は秋田産のクサマキを原料としたためである。潟端・舟橋は杉だったので、安かったが、耐久年数は20年しかなかった。



写真6 舟小屋と稲を積載した舟
『写真集 津幡町合併50年の系譜』
(2006・津幡町)より

舟は、普段、津幡川の水門より下流に舟小屋をたて保管した(写真6)。舟小屋の基礎工事は、男一人か二人で行なった。小屋は舟を出入りさせやすいように斜めに設置する。長さ3間半の栗を水底に打ち込み柱とし、その上に梁・桁をはめこむ。梁などの建材は、古くなった柱を再利用して、地元の大工が作った。棟上までの作業は大工が、最後の屋根の葺き直しは家人が行なった。小屋の入口には簷を垂らし、雨雪が入らないようにした。屋根の葺き直しは3年ごと。葺き直しは真竹は津幡町の材木屋から購入した。最後はトタン葺きになったという。

舟の維持のため、3年に1回、7、8月ころに、川の中にはいり、船底を塗りなおし強化した。塗りなおしの際は、舟の横にたち、反対側に縄をかけそれをひきながら、手前の側板に足をかけて、舟を裏返しにする。バケツを水の中にもぐりこませ、空気をいれ、舟の底を1尺ほど浮かし、コールトールを塗り乾かした。

日ごろ大事にしても底板の接合部分の痛みだけは避けられなかった。1枚の板はシン(真ん中)とアマ(側部)からなるが、必ずアマ部分が腐り、水が漏れたため、船大工にアマを削り取ってもらい、新しく木を埋め込んでもらった。補修すると、40年も持つ舟もあった。

留意しておきたいのは、上流域で水害が慢性化していたにもかかわらず、川尻が水門の開放をしなかった理由のひとつに舟小屋の存在があったことである。住民はつぎのように語る。「雨のとき

にゴウイタを解放しなかったのは、一気に水が流れ落ちると、新川・旧川の岸にならぶ舟小屋に被害が出たため」。つまり、水門から下の河川流域が、舟小屋がならんでいたため、それらを保護する必要があったのである。

⑤……………耕地整理の事業組織

(1)川尻の地主層

では、耕地整理事業はどのような人々が中心となって進めたのだろうか。つとに指摘されるように、藩政期と近代以降における耕地整理の決定的な違いは、前者の時代、個人単位であったのに対し、近代以降になると行政府の支持・支援のもと地主が結集し組織的に展開したことに見出せる。

まず、戦前期の地主層の顔ぶれを、聴取資料を用い確認しておこう。集落の中は経済階層により、もっとも上位にある家を某ドン、つぎの段階にある家を某サと通称した。

ドンとつく家はヨヘイドン・ゼーベドン・サソンドン・シオンドン・マタイドン、サのつく家はキッツアンサ・カヘイサ・シッツアンサ・サヨンサ・ジンニョンサ・ゲンベサ・ギンスケサがある。ただし、ドン・サの尊称は経済階層を正確に反映しているわけではなく、歴史的な威信も影響している。

聴取によれば、所有面積が大きかった家には、サソンドン（奥野家・300石）、ゼンベドン・ジビドン（洞庭家・200）、カエサ（西川家・100）、シオンドン（道井家・100）、キッツアンサ（真田家・100）、オシヤ（中川家・90）、ドエ（道井家・70）、ゴヘサ（洞庭家・50）、カクチ（覚知家・50）、ジロロンサ（洞庭家・40）、セイロクジ（川本家・40）、ヘサンドン（島家・40）、ゴーロジ（宮森家・38）などがあつた。

このうち、もっとも威信をもったのが、村の開祖ともいわれるゼンベドン（シビドン）こと洞庭善兵衛家である。当主は代々、村長や県会議員などの要職を務め、ダンナドンと尊称された。水田の所有地区は、「田んぼを十足歩いたら一足わしの田んぼや」というほど川尻に集中した。川尻に所有田が集中した理由を住民はこう語る。

「河北郡に2000石地主といわれる大地主が3人いた。渦端の齊藤家、倉部の新田家、能勢の渡辺家である。ただし、これらの地主は川尻に小作地を持たなかった。それは洞庭善兵衛が小作が田んぼを売るとなると、みな買い取ったためである」

なお、大正期間以降になると、サソンドンこと奥野家が集落最大の地主として成長した。ただし、奥野家の場合、所有地は川尻地内に少なく、隣接する中橋地内が多かったといわれる。

(2)地主小作関係の実態

では、地主層は小作と日常的にどのような関係にあつたのだろうか。大正の終わりころまで、サソンドンやゼンベドンなど100石以上の家は、耕作をすべて小作にまかし、農作業をすることはまったくなかったという。ゼンベドン家の家人への聴取によれば、田んぼを初めて作つたのは農地解放後に自給用の田んぼを残されてからだという。

小作は地主の家内労働もささえた。大きな地主家の女性はオヘヤサンと呼ばれ、家事などもすべ

て小作人にまかせていたという。なお、小作の娘たちはペーヤといい地主の家に奉公するのが慣わしだったという。またオイデ人といい、正月前の準備や雪おろしなども小作人の仕事だった。

100石クラス以下となると、家に小作人のアンカ（長男）やオッサマ（次三男）を2、3人住み込ませて自給用の水田を耕作させた。住み込み奉公人は、結婚適齢期になると、地主家の屋敷地と耕地2、3枚3反を貸与し、独立させた。

年貢は、シンビラキで2合8勺から3合、乾田で4合5勺ほどだった。なお、山間地での聴取資料から、以下のとおり、湯縁の年貢は山間地の集落に比べて高いことで知られていたことがわかる。

「湯縁にいくほど年貢が高いので、小作は金がなかった。逆に山手の方は大地主がおらず自作が多く、農閑期には炭焼きをしたりして常時出入りしていたが、低地の人は来年の俵あみしか仕事が多かった。年貢を払えば肥料代払えん。肥料代はらえば年貢をはらえんという状況だった」

11月20日をカケバンといい、小作は肩に俵をかついで、地主家に年貢をおさめた。米は1等から4等・等外のランクがあり、地主に収める年貢は3等米以上と決まっていた。3等米がとれないときは、3等米との差額を現金で支払った。検査員は集落の地主の洞庭五兵衛が務めたが、地主の立場にあったので、各家の年貢量をすべて把握し、小作の苦労をかんがみて、等級は3等を付けたものだという。

周知のとおり、大正以降になると、全国的に地主と小作間で労働条件をめぐる対立が激化していったわけだが、当地においては地主が大きな力を持ち、小作組合を作ることなど到底できなかったという。

湯沿岸の地主が威信をもったことは聴取でも確認できる。利屋町の大正14年生まれに住人の語りは往時の地主小作関係をなまなましく描きだしているよう。

「オモサクというと、どんもならんくらいおとろしかった。道において向こうからオモサクが来るとるのが見えると、道路の脇に足踏みして待った。いや、おとろしかった。ちょっとお気に召さんと『あの田圃もろわんならん』というて、殿様と乞食との差があった。わしの親は2年から3年かテッタイに行っった。ダンシ様は県庁やら農会やらに行っるとるもんで、そのあいだ、田んぼの手伝いに行っったもんや。(テッタイを終えたとき)オモサクの行かん奥山をもろうてきた。もっとお気に召されたときは田んぼを2、3枚もろうた家もあった。わしらは親のそんなんを見とるもんで、終戦後（の農地解放で）、なんと時代が変わったと思うた」

湯縁の地主の力を象徴するのが歳暮慣行である。川尻では、正月2日に、小作家の当主が、酒と鰯・鯖・鮭などの魚をもって、年始挨拶に行った。挨拶にうかがう場所は勝手口と決まっており、式台から入ることはゆるされなかったという。

津幡町舟橋では、暮に親作家にお酒2升をとどけ、来年もよろしくお願ひしますと挨拶にうかがい、さらに正月2日（2月2日）に年始の挨拶に訪れた。正月、親作家では、カズノコ・カイボシ・黒豆などを用意し、小作はそれをつまみながら酒を飲んだ。ただし、親作を10軒も持っているような小作は、すぐ次の親作家に挨拶に行かなくてはならないので、腰をすえるわけにかなかったという。

なお、歳暮慣行が過剰化するのとは、とくに大正期以降であったことが以下の大正11年の新聞記事から確認できる。「河北郡の地主小作人間には小作人が毎年末に歳暮と稱して酒、魚、砂糖など

の商品券を地主に贈り、地主はこの歳暮の多寡に因つて小作地を卸替するの習慣があるので、小作人の苦痛一方ならず何とか救済の途もないかと何れも思ひ悩んで居る、けれども歳暮を廢すれば小作人の返還を命ぜられるは必然で、廢せずともその歳暮の價格が小なるものであつたなら瘠地とか用水不足の地とかを當てがはらるに定まつて居るので、非理と知りつつ今や歳暮の額が驚くべきものとなつて居る」(大正11年7月10日「北國新聞」)

小作の意向を無視して耕作地が簡単に交換されたこと、また小作間で譲渡できなかったこと、そして歳暮を贈り来年の耕作を事前契認したことは、地主が水田を經營資本とみなし、水田へのアクセス権を完全に掌握していたことを物語つていよう。

このことは耕地整理においても大きな影響をもつたと思われる。というのは、内日角においては、耕地整理の際に道路拡張案が出たが、小作人が反対し採択されなかつたことがあつた。しかし、川尻のような管理状況にあつては、小作層の意向をほとんど配慮することなく事業を進行させたと思像されるのである。

(3)手をとるあう地主たち

では、地主のなかで実際に事業をすすめたのはどのような顔ぶれだつたのだろうか。発起段階と着手段階にわけて委員名とその家の經濟力をしめしたのが表8である。屋号にドン・サーがつく地区を代表する地主で占められたことがわかる。つまり、地主間の協調性をたかめるために主要な地

表8 執行委員名 ◎組合長 ○副組合長 □評議員

委員名	藩政期役	屋号・石高	発起	着手	備考
真田吉左衛門	組合頭?	キツアンサ 100	◎	◎	
道井五一郎			○	□	
洞庭甚之丞(善兵衛)	百姓総代	ゼンベドン 200	□	○	文化3年寄進銀最高額
川本清太郎		セイロクジ 40	□	□	
奥野佐三右衛門	組合頭	サソンドン 300～400	□	□	
覚知伝右衛門		カクチ 50	□		
道井惣右衛門	組合頭	シオンドン 130～140	□	□	
島三次郎			□		
西川善芳		カヘサのアジチ 20	□	□	
洞庭五兵衛		ゴヘサ 50	□	□	
洞庭新助	組合頭?		□		
中川与三松		オレヤ 90	□		
洞庭作次郎			□		
島平作		ヘサンドン 40	□	□	
村井又兵衛	肝煎?	マタベサ		○	
洞庭善太郎		ゼンベドン 200		○	
奥野弥左衛門		ヤザンサ 29		□	
中村甚太郎				□	

※ 藩政期役職は文化3年「川尻村民寄進銀受取状」・万延元年「川尻村百石高程新開証文」『津幡町史』、屋号・石高は聴取に基づく。

主を委員にとりこんだわけである。

耕地整理の中心となったのが真田吉左衛門である。ここで留意しておきたいのは、川尻最大の地主であった洞庭善兵衛ではなく、なぜ真田吉左衛門が主導したのかという点である。

二人の生没年を比べてみよう。洞庭善兵衛は嘉永5（1852）年生まれ、大正12年没。耕地整理の施工を開始した明治44年段階で59歳である。かたや真田吉左衛門は明治7（1874）年生まれ、昭和3年没。耕地整理開始時は37歳であった。

善兵衛は事業を牽引できないほどの高齢ではない。むしろ、逆に集落をまとめるにふさわしい年齢にあったといえる。にもかかわらず若い吉左衛門が中心となったのは、インフラ整備活動の経歴や政治的立場の違いによるものと考えられる。

善兵衛の経歴をみると、明治22（1899）年、47歳のときに津幡川水利土功会議員、同23年に川尻揚水臨時水利土功会議長を務めており、川尻用水の近代化を推進させた中心人物であったといえる。昭和3年に水門改良をおこなった善兵衛はその息子にあたる。⁽⁴⁵⁾つまり、洞庭家は水利プロパーとしての立場にあったのである。

かたや、吉左衛門は、明治32年から同44年にかけて郡会議員、明治44年から大正6年にかけて郡会議長、大正4年に県会議員を務め、井上村はむろん河北郡を代表する政治家であった。また農業関係の社会活動経歴をみると、明治28年に井上村農会副代表に就いている。⁽⁴⁶⁾つまり、農政全般に顔が効く立場にあったのである。当該事業が周辺地域や国・県・郡などへの多方面にわたる交渉が必要であった点、真田氏の方が適任であったのだろう。

ただし、実際の裁断は経験豊富な洞庭氏がおこなったと想像できる。洞庭家の子孫によれば、吉左衛門は毎日のように善兵衛宅へ遊びに来ていたという。また『加賀河北の史的文化和地的景観』によれば、両人が政界で活躍していたころは二人が「相談の上洞庭氏に一任して意見を取締め總て処理して居た」とみえる。⁽⁴⁷⁾おそらく、洞庭氏は真田氏の後見役のような立場にたっていたのだろう。

⑥……………耕地整理の史的背景

(1)新法改正の影響

以上、耕地整理の経過と推進者を検討した。ここで改めて考えたいのは、なぜ明治44年という時期に工事がすすめられたのかということである。事業着手の背景を、国・県・集落それぞれの立場から考えよう。

まず国の動向をみてみよう。石川県は全国的に見ても早く、明治21年に田区改正事業がすすめられた地域として知られる。ただし、本格的に整備が行なわれるのは明治42、3年ころからである。県でも明治42年段階における勸業政策の最重要項目として耕地整理をあげ、その可能性を示した。⁽⁴⁸⁾

この時期に県が事業を奨励したのはまずもって耕地整理法の改正があったことを念頭におく必要がある。耕地整理の歴史については各書で整理されているため、詳細を記すことを避けるが、明治・大正期の流れを玉木哲・小川誠らの先学の業績を踏まえてまとめればつぎのようになる。⁽⁴⁹⁾

I 整理開始期	明治 21 年	田区改正が目的
II 整理旧法期	明治 32 年	耕地整理法の成立により水田改良が制度
III 整理旧法改正期	明治 38 年	灌漑施設改良が工事目的に加わる
IV 整理新法期	明治 42 年	耕地整理法が根本的に改正される
VI 整理新法一次改正期	大正 3 年	事業目的に埋立・開墾が付加
VII 整理新法二次改正期	大正 8 年	事業目的に開墾・埋立・干拓に伴う付随施設建設が加わる。

右の表に照らせば、石川県が整理を奨励した明治 42 年とは、旧来の耕地整理に大改正がおこなわれ、事業遂行に各種の緩和・優遇措置が講じられた時期であった。前年から工事にかかわる国庫補助が府県に支給されたことや、また翌 43 年には国が事業資金を低利長期で融通したことも実施に拍車をかけたであろう。

(2)見晴るかす水田へ

つぎに県側にたった事情をみると、別の切迫した事由があったことを見逃せない。大正 4 年『石川県耕地整理一覽』は、つぎのように事業経過を説明する。

「明治四十二年中ニ於テ 東宮殿下北陸行啓ノ御内定アルヤヲ拝承シタル。本縣知事村上義雄ハ、行啓記念トシテ興スヘキ、就中耕地整理ノ如キ永遠ニ甚大ナル利益ヲ貽スヘキモノハ、記念トシテ最モ適當ノ事業タルヲ認メ、明治四十一年七月某日管下格郡長ヲ召集シテ、之カ實施奨励ノ方法ヲ訓示シ、各郡長ヲシテ其實施地區ヲ指定申達セシメ、同年九月ヨリ更ニ吏員ヲ増設シ、且基本調査ハ一時之ヲ中止シ、各吏員ヲシテ専ラ設計調査ニ従事セシメ、一方縣郡共ニ其實施ヲ奨励シタル結果、四十一年十月ヨリ四十二年四月ニ至ル七ヶ月間ニ、一千六百二町六反四畝十八歩ノ工事ヲ竣工シ、台覽ニ供スルコトヲ得タリ」

つまり、「行啓記念」として整理をすすめたということである。では、なにゆえ行啓にあわせて事業が遂行されたのだろうか。その要因をさぐる上で注目したいのが、石川郡の動向である。

県知事によって耕地整理事業執行にかかわる訓示がなされた後、石川郡町村長会議は鉄道沿線の未整理地域を対象に実施することを決め、明治 41 年の稲刈り後に工事に着手する。つまり、皇太子の視線が直接とどく部分を重点的に整備したのである。⁽⁵⁰⁾

では皇太子は実際に耕地をどのように眺めたのだろうか。台覧の方法は、車窓から眺める場合と降り立って見学する場合があった。たとえば、大聖寺付近では工事の進展状況を皇太子が乗る汽車のなかから一目でわかるように以下のような工夫がされた。

「沿道の稲田中に小旗の樹立さるを嚮はせ給ひ村上知事に御下問ありたるより、斯は本縣の記念事業として施行中の耕地整理を旗色により区分したるものにて、赤白は施行済、青白は着手中、白色は未着手なる旨奉答に及びたるに、殿下には一々御首肯かせ給ひたりと承る」(明治 42 年 9 月 24 日「北國新聞」)

現地見学の例として富山県射水郡をあげることができる。高岡高等女学校を行啓した際、同校御座所から後方の射水郡横田村の模範耕地整理の現状を眺めた(明治 42 年 10 月 3 日「北國新聞」)。

注目すべきが前者の紅白・青白の識別旗であろう。旗は、水田が、個々の農家や村に帰属する生

業資源だけではなく、国家の発展にむけて均一に整序化されていくべき国土の一部であるという意識が芽生えていたことを物語る。

つまり、各自治体が整備を率先してすすめたのは、皇族に向けて国土整備の尽力ぶりと成果を披露しようとする目論見があったからである。ただし、そのような大義だけが、遂行の動機のすべてだったとは思えない。

別の動機があったことを示唆するのが農作業の演出である。たとえば、石川郡郷村字横江及旭村字相木地方では、「御慰物」として稲刈りの様子を披露した（明治42年9月23日「北國新聞」）。参加数は男女あわせて190人。衣装は男が檜笠に筒袖・短股、女は菅笠に脚絆・手甲・襷。

参加者が皇太子の視線に感動した様子がこう報じられている。「練習の甲斐見えて何れも一號令の下に立働くものの如く一齊に順序立ちて見えたり。御通駕の際其の御窓より這を嚮はせられたる殿下の御微笑や漏し玉ひけんかと畏し」（明治42年9月24日「北國新聞」）

富山県ではさらに作業範囲をひろげた。34名が白シャツに紺の股引を着装。稲刈り・架乾燥・稲扱、一齊に臼摺節を謡い初摺り、唐箕・千石篩を用いた選別、俵装・斗込・米穀検査を行なった。これらの作業風景は、魚津中学校を出発後、車窓から楽しんだ（明治42年10月3日「北國新聞」）。

「御慰物」という物言いが説明するように、稲作パフォーマンスは、都から訪れた皇太子を楽しませるための〈鄙びのパフォーマンス〉であったわけだが、これらのパフォーマンスと耕地整理が別次元の実践であったとは思えない。むしろ、パフォーマンスにあらわれた歓待意識こそが耕地整理事業を展開させる原動力となったと考えられないだろうか。

つまり、事業遂行の根底には、鉄道車窓から眺めたときの農村／水田を〈見栄えよき鄙びた風景〉へと再編していこうとする都市的の欲望（ツーリズムの視線）が胚胎しており、当該事業そのものが〈鄙びのパフォーマンス／御慰物〉であったということである。

耕地整理に「御慰物」的な効果をもたせたという指摘はやや飛躍しすぎという違和感をもたれるかもしれない。しかし、大義とは別の感覚で整備がすすめられていたことを、当該事業の実質のブレインであった上野英三郎の批判から読みとれる。

上野は明治38年刊行の『耕地整理講義』のなかで各地の耕地整理事業の実情をつぎのように批判した。「今日の耕地整理は劃一正形の美を飾るに急にして實利を収むるに迂なるが如し」⁽⁵¹⁾

用排水改良が強く意識されない時代の事業内容を踏まえた意見であるが、整備をすすめた当事者が「実利」よりも幾何学的な美の創出を目的とするきらいがあったことを察せられよう。

人々が求め、そして感動した水田の美しさは、一枚一枚の整形もさることながら、地平線の彼方へとつらなっていく規則性にあっただけであろう。つまり、耕地整理とは水田を〈遠くまで見晴るかすもの〉として人々に感受させた視覚の変革事業であったのである。想像をたくましくすれば、「見晴るかす」視覚体験こそが、人々のあいだに「国土」理念を共有させる働きをもったと想定できるのである。

(3) 虫害の社会史

耕地整備がすすめられた背景を、県レベルの動きから見てきた。つぎに川尻という一集落の事情のなかで考えてみよう。

馬場昭は宮城県南郷村を対象に明治末期に耕地整理が集中した直接の理由として冷害・水害など

により凶作が頻発したことを指摘する⁽⁵²⁾。この指摘は川尻にもあてはまる。津幡川流域でも、整理事業が始まる4年前、明治38年に1000町歩にいたる大規模な洪水を被った。当該地の事業が明治44年から大正3年までの前半5か年が津幡川の工事から始まったのも、治水対策の意義をあわせもったことを示している。

ただし、河北潟東岸域においては、耕地整理をすすめなければならない、水害以上に深刻な災異があった。住人は、その事情を、「過去に病気かなにかで稲が全滅して、貧乏になった人がたくさん北海道に移住したため」と伝える。つまり、「瑞穂の国」の崩壊が大きなきっかけとなったというわけである。明治後期の状況を鑑みると、この伝承は十分考慮に値する。

伝承の根拠となっているのは、年代から推定して天保11(1840)年以來の被害をもたらしたといわれる明治30年のウンカ大発生であろう。この虫害は、潟縁集落の社会・経済に大きな影響をおよぼした。各地の被害状況を新聞は以下のように伝える

「一日頃より又々発生して其勢ひ猖獗を極め、目下開花期、出穂期なる晩稲は云ふに及ばず、半ば以上成熟せし中稲早稲にも蔓延して収穫を皆無に至らしめん程の有様となりしを以て、全郡役所よりは吏員を派出して各町村役場農会等と協議の上、各日を期して駆除に従事するが、被害の反別はほとんど八分以上に達し、一般農民は夜を日に繼ぎて駆除に奔走して居るといふ」(明治30年9月5日「北國新聞」)。

「八分以上」が全滅状態に陥ったわけである。別の記事は河北郡のなかでももっとも被害があったのは河北潟東南岸域に位置する東蚊爪と伝える。

「東蚊爪は郡内にて最も虫害の甚しき所なりしが、稲田百九十町餘の中少しく収穫あるは早稲田二十町斗にして、他は収穫皆無の有様にて小作人等は目下の食物さへなく困難一方ならざるより、地主総代東彌太郎、細川八右衛門、河南與右衛門の三氏は事情を石川県庁へ具申し尚一昨日は河北郡役所に出頭して貧民の惨状を陳述したりといふ」(明治30年9月30日「北國新聞」)

東蚊爪で甚大な被害が出たのは潟縁ならではの稲作体系によると考えられる。さきの新聞にウンカの発生時、晩稲がまだ出穂期、早稲・中稲が成熟期であったことが記されていたが、この成長の差が各地の被害規模と相関していよう。

つまり、いまだ出穂期にある晩生への依存性が高い地域ほど被害規模が大きくなるわけである。この点、以前、拙稿で報告したように、潟縁の集落は、狭小なハサ場の利用効率をはかるために、早稲・中稲・晩稲と3期に収穫をずらしたり、また、浸水・塩害に強く、藁工品材料に適する晩生の栽培を重視したりする傾向にあった。東蚊爪の被害は、この晩稲栽培重視の稲作体系を反映させたものと考えられるのである。

川尻もまた東蚊爪と同様甚大な被害を被った。川尻に隣接する集落への聴取によれば津幡川下流域の集落のなかでも川尻がとりわけ被害が大きかったという。『石川県河北郡井上村明治三十一年度歳入出予算帳』(石川県立図書館蔵)にも、害虫駆除予防のために借りた公債の返済費として168円78銭が計上されており、その被害の規模をうかがえる。

ちなみに川尻に大きな被害が出た理由について周辺集落にはさまざまな伝承があることを付記しておきたい。たとえば、横浜地区の住人はその理由をこう聞いている。

「8月の盆過ぎにウンカがたつ。川尻は祭りとお盆を重ねる地域で、祭りが盛んだった。獅子と

か若連中が強いところやった。何々連中と競いあうところだった。祭りにばかり力を入れて、田圃がおろそかになった。ウンカはつくと、2、3日でだめになる」

つまり、ウンカの発生時に祭りに気をとられ、対応が遅れたというわけである。また、水田の地干しも関係したという。「川尻用水はいい加減にはやくに水を止める。潟の方はすぐ水がつくから、止めという意識がつよかった。田圃が乾くと、稲が弱くなる。それで稲がだめになった」

伝承の真偽はさておき、被災とは、人々にとって、各集落の特性を再発見し口承化させる機会であることを確認できよう。

(4) 離農／離郷する小作

深刻なダメージを受け、暮らしの目処をたたれた小作たちはどのような対応をとったのだろうか。能登・輪島市では、「鳳至郡浦上村に小作人多勢集會し親作へ押寄せんとし警察官に制止させらしを始めとして羽咋郡の某村にも小作人と親との間に細糶ありといふ」(明治30年11月29日「北國新聞」)とみえるように、地主に救済を願ったものの、聞き入れてくれないために混乱をきたした。

河北潟沿岸域でも同様の混乱が生じる可能性があったろうが、このような状況は確認できない。おそらく、その背景には、さきほど指摘したように、地主が水田のアクセス権を掌握し小作たちが地主に物言いできる立場になかったことがあろうが、それ以外に小作たちが積極的に自助活動をすすめたことも影響している。

自助活動のひとつが、伝承にあったように、北海道への転出である。明治30年11月21日付「北國新聞」は虫害後、河北潟沿岸集落から北海道への移住・出稼ぎが急増したことを以下のように伝える。

「昨年の風水害と本年の浮塵子とにて細民の困却甚しく、就中河崎八田中條の各村は滲状甚しく北海道へ出稼するもの非常に多しといふ」

小作層がとったもうひとつの自助活動が日雇い労働への依存である。明治20年代後半から30年代始めは、日清戦争により一時中断していた各種インフラ整備がふたたび活発化したことで、工夫の賃金が上昇した時期であった。たとえば、官設鉄道の工夫賃金は1日50銭から90銭が通例だったが、2割方の騰貴をみせたという(明治33年6月20日「北國新聞」)。

河北郡の小作層にとって好都合だったのは、七尾・津幡間の鉄道線敷設が進められ、明治29年ころからその工夫の雇用需要があったことである。家から通いで稼げる工夫の仕事に興味を示さないうちはなかった。それどころか、あまりに多くの小作がそれに飛びついたため、村落秩序に影響をおよぼす事態にまで陥ったことが以下の記事からわかる。

「本年稲作の被害は、縣下一般に及びて四割以上の減収ならんとは未だ詳細の報告に接せざるも、既に人々の認むる所たり。唯だ鐵道工事の盛なるに依て、米価の騰貴にも拘はらず、細民が左程困難の状なきは誠に慶すべきことなりと雖ども、競ふて鐵道の工事に使役せられ、後日の結果を慮からざる細民の状を觀るに轉た寒心に堪へざるものあり。其次第は今日鐵道の工事により難作に打れたる小作農民が、目前の収益ある日傭に逐はれ、被害の善後策たる麦菜種蕎麥等の準備を忽せにせることとなり。例年ならば作柄の如何に關はらず、傾來の好晴には日も又た足らずと冬作の準備に急げる時なるに、全く之を知らざるもの如き有様なり」(明治30年11月16日「北國新聞」)

現金収入活動に魅入られ、農地を再生基盤とする対策へ関心が向かなくなってしまったわけである。

ここまで、虫害が村落生活を劇的に変化させたように記述した。しかし、実際には、小作たちの離農現象は、虫害以前に徐々に進行していたことに留意する必要がある。小作層の流出により集落景観が変化したという逸話もある。

川尻の隣集落・潟端新では、かつては集落の中心を流れるクリーク（前川）に臨み地主や自作層が、さらにその周辺に掘って立て柱の小屋で玄関には筵をたらしめた小作層らの家がとりかこむ居住景観を呈していた。明治に入り、金沢で箔打ちがはやるようになると、周辺にいた貧農層は大衆免などへ出て箔打ちの職人となったため、周辺の小屋がなくなったと伝えられる。

馬場昭は、明治30年代以降の農村の構造的特質として、米穀販売が進み農民経済の貨幣化が促進されたこと、村自体が郷倉のような相補扶助機能を衰退させたことを指摘する。⁽⁵⁴⁾虫害時の小作層の動きとは、実は、虫害に対する対応というより、馬場が指摘する二つの構造変化に対する対応だということがわかる。

つまり、明治30年の虫害とは、小作層に、生まれ育った農村から市場へと生計基盤を移行させることの必要性を、あらためて思い知らしめた出来事であったといえるわけである。

(5)地主たちのリスク対応

では、虫害によるダメージに対して地主たちはどのような対応をしめしたのだろうか。このような問いは、往時のメディアでも重要な関心事であり、地元新聞には、対策を講じない地主を厳しく糾弾する記事も書かれた。

「彼らが現金なる鐵道工事に逐はれて之を放棄するは寧ろ憫れむべきなれども、親作たるもの之を見て何等の處置にも出ず、一意に作得米の催促に汲々したるは、如何にも解すべからざることならずや。舊藩時代の農民が、今日より一層の重税を負ひながら能く其命に服従し、其間柄親子も啻ならざりしは、主として非常の際に於けるお貸付米の制、及びお小屋の設けありて救助の途具はりしに因らずんばあらず。今日親作小作の間柄は仇敵にも同じく、昔日の倅などを露程も之を求むる能わず。今日の場合、親作の小作に向って施すべきの手段は作付の資を供して冬作を奨励し、彼等小作人をして鐵道工事に逐はれず、着々來年の準備にかからしめざるべからず、是れ洵に急務中の急務（後略）」（明治30年11月16日「北國新聞」）

社会全体の要請もあり、実際、地主たちはさまざまな手立てを講じ小作層の救済をはかった。たとえば、以下の記事から台湾米を買い入れ小作に与えた地主が少なくなかったことがわかる。

「本市へは此度にて前後五回の臺灣米到達せし由なるも、其都度直ちに品切となる有様なるが、斯く需用の多き原因は米価の暴騰せしに依るは勿論なるが、本年は各郡に於て浮塵子發生して米作を害したるより、小作等が北海道等へ家族を纏めて立ち抜く者追々増加し、親作等は來年の小作が著しく減少して、良田も荒蕪の原野の如く成り果つるを氣遣い、此際小作をして來年まで喰い繋ぐことを得せしむる爲め、臺灣米を買込めたるものにて斯は俄かに需用の多くなりし譯なりといふ」（明治30年11月22日「北國新聞」）

多くの耕地をもつ潟縁集落の地主にとって、小作の離農化は深刻な問題であった。潟の東南域・八田村に目をやると、「河北郡八田村の茂登彌吉郎氏は、浮塵子驅除方に付き、不都合なからしめ

んとの考へより、各小作人に對し夫々石油を給與したれども、何分少しく手後れしたる爲め、其効少なりしを遺憾とし、此程自村の小作一同を招きてお互に千年は火災の厄に罹り、今年は復た虫害を蒙むるの不幸に逢ひたれば、作得米の納方も例年の如くにせず、幾分か減少すべく、収穫の見込みなき所は作得米を納むるに及ばずとの旨を申聞けたるより、小作一同は同氏の慈悲に感泣したりとぞ」(明治30年9月27日「北國新聞」)とあり、小作料の減免を行なったことがわかる。

河北潟の東北域に目をうつすと、南中条の地主で明治35年に衆議院議員を務めた庭田次平は小作料を減らすほか、山野を桑園に開拓したり羽二重製造輸出を展開するなどした。つまりさまざまな副業を導入し、生業の複合化をすすめることで、小作の生計維持をはかろうとしたのである。

また、潟端新の地主斉藤不染(コマンヤ)は米蔵を開放し住人に貯蔵米を施した。⁽⁵⁶⁾施米の様子についてつぎのように伝承されている。

「ウンカで田んぼが全滅し、年貢をおさめる分も、自分の食う分もないほどひどいことがあった。そのころ、80人か100人かね、みんなお寺に寄って、北海道に行かんならんと話しとった。それをコマンヤが聞いて、家を離れたらだめや、頼むこっちゃ、潟端に残ってくれ、お前らを1年くらい養う米は寄付するというて、自分の蔵の米をあけてわけあたえたと」

では、川尻の地主たちはどのような対応をとったのだろうか。聴取によれば、3、4割の減免がなされたと伝えられるが、あいつぐ北海道への移住は、減免をもってしても十分な立て直しがはかれなかったことを物語っている。

このような事態を鑑みたとき、川尻地区にとって耕地整理事業は都市志向や虫害によって不安定化した地主小作関係を再強化する意義をもつ活動だったと考えられるのである。

実際、昭和3年「決算書」は事業の趣旨について「加フルニ日清、日露ノ戦役ノ影響ヲ受ケタル壮青年ノ傾向ハ、軽佻浮薄動モスレハ、都会生活ニ憧カレ、其就職ノ有利ニシテ、農事ニ従フガ如キ薄利賤卑採ルニ足ラサルモノノ比スベキニアラスト言動ニ表スモノアルニ至ルハ、深ク戒心ニ絶エサル所トス」と記す。離農化の原因として全国的にみられた青年層の「軽佻浮薄」をあげているが、下線部分の記述から事業の目的が離農抑止にあったことがはっきり読み取れよう。

離農を抑制させる上で耕地整理がもった意義は、将来的に生産性の高い資源に改良するだけではなかったであろう。明治30年代後半以降とは、明治31年の鉄道開通により工夫の仕事がなくなり、さらに鉄道敷設で水運業が衰退を余儀なくされた時期であり、当然、あらたな農閑期収入源が必要となっていたはずである。この点、事業は7年の長期にわたり安定した収入をもたらす雇用機会であったといえるわけである。

すなわち、明治後期における潟縁の地主層の小作救済策を整理すると、

- I 換金性の高い新規生業の導入をすすめ農業経済の活性化をすすめるタイプ〔中条〕
- II 減免や備蓄米の解放により小作層の負荷を減らそうとする温情派タイプ〔八田・潟端新〕
- III 耕地整理事業の工事に小作層をあたらせ現金収入をはかると同時に、稲作の収量安定をうながそうとしたタイプ〔川尻〕

の3種類に分類できよう。

(6) 顕彰される地主

地主の救済対策と関連づけて考える必要があるのが、地主の顕彰碑である。明治36年には中条の庭田次平を、明治33年には潟端新の齊藤不染を、それぞれ顕彰する碑が住人によって建立された。

川尻では、真田・洞庭両氏に対してなされた。洞庭善兵衛の功績は、川尻用水・道路の整備、川尻尋常小学校への奨励金100円の寄付(大正11年6月8日「北國新聞」)、など多方面にわたった。

とくに感謝された事業が、道路整備である。集落から津幡へと通じる川尻往来は、当初、物資の運搬さえ困難な粗悪な道であった。それを善兵衛は幅9尺に改修し、さらに続いて大正11年に幅3間に拡張し県道へと昇格⁽⁵⁷⁾させた。

洞庭善兵衛の子孫は、子供のころ、父親が毎日県庁に出かけ、帰るころにトンビにタルキ(氷柱)が下がり、それを囲炉裏で乾かしていた姿を記憶する。毎日県庁に出かける父に、なぜ出かけるのか尋ねたところ、黙って手をすりあわせるポーズを見せたという。県道昇格に苦勞したのは、途中で道が行き止まりになっていたためという。

このような長年にわたる各方面の功績から大正9年、教育勅語下賜30年記念日にあわせ知事から篤行家として選旌された(大正11年6月8日「北國新聞」)。そして、大正13年に、村民は善兵衛をたたえるために、寄付金2千円をあつめ、その利子をもって23か所に「如恒紀念燈」と称する街路燈を建立し、さらに役場庭前に句仏上人の書による石柱をたてた(写真7)⁽⁵⁸⁾。

もうひとり、真田吉左衛門については耕地整理事業の功績をたたえるため、800円の寄附金を集め産業組合に貸与し、その利子をもって川尻往来に街路燈8基を建立した⁽⁵⁹⁾。これら街路燈の設置により、提灯なしで歩けるようになった(昭和6年7月12日「北國新聞」)。また、生前、洞庭善兵衛の碑と同型の石柱が役場前に建てられた。

明治後期以降における、地主顕彰碑のあいつぐ建立は、村のリスク対応/活性化策の変質を示そう。つまり、商品経済が浸透し、かつ相互扶助的な備荒貯蓄機能を喪失させていくなか、村は、政財界と太いつながりをもつ地主による、資金調達と公共事業導入を主軸とする強権的解決策に、その手立てを頼らざるを得なくなったことを物語っている⁽⁶⁰⁾のである。



写真7 地主顕彰碑
奥が洞庭善兵衛、手前が真田蕉翠(吉左衛門)の碑。石柱台に、かつてのコンクリート水門に使われた丸い部材石を飾る。

⑦……………記録された成果

(1) 田地割と耕地整理

以上、事業の具体的な実施内容、事業遂行者に対する住民の意識、実施の史的背景についてみてきた。では、整備後、水田利用にどのような変化がうまれたのだろうか。

耕地整理は集落空間全体の劇的な再編をもたらしたことを指摘したが、同時にとうぜん集落空間への人々のかかわりを変化させ、さらには生業体系の再編につながる可能性をもった。ここでは、水田へのかかわりの変化について、まず事業成果報告書である「決算書」にもとづき、土地管理と作業内容についてみてみよう。

まず運営管理から検討する。耕地整理事業実施にあたっては耕地の管理一切が組合役員、つまり地主層に公的に一任された。事業の迅速な遂行上、このような管理体制はごく自然なことだろうが、注目したいのは、整理完了後においても、耕地整理組合を川尻農事協会と改称させ、実質、地主層の管理下においたことである。

「決算書」には耕地の管理・規制について全部で19項目が列記してある。「稲取川ノ兩岸ニハ樹木ヲ植栽セサルコト」、「舟小屋ノ新設、改造移轉又ハ護岸ノタメ川除け工事等ヲ施ス場合ハ其着手以前ニ組合長ノ承認ヲ得ルモノトス」などと「水郷」空間ならではの内容も見いだせる。

これらの規則のなかのとくに注目したいのは以下のごとく、土地売買に伴う区画変更時に、組合の承認を必要としたことである。

「耕地ヲ賣買スル場合ニ、一筆ノ土地ハ可成合併分割セサルコト、但シ分割ニ付、止ムヲ得サルモノハ、其事由ヲ具シ、組合長ノ承認ヲ經ル要ス」

整備中においては換地の処理上、組合が土地管理に責任を持つのは当然であろうが、整理後も所有者の権限よりも地区の共同管理権が優位にたつ状況が継続したといえる。

この管理状況は、土地制度の歴史からすれば興味深い意味をもつと思われる。加賀藩ではさきほども言及したように、田地割と呼ばれる土地制度が行なわれていた。注目すべきは耕地整理との関係にかかわる笠森伝榮の指摘である。

笠森は、全国にさきがけて、石川県で明治20年代に田区改正がおこなわれた理由として田地割との密接な関連性を指摘する⁽⁶¹⁾。つまり、田区改正を旧来の割地制の延長と考えたこと、割地制度の結果たる細分状況の是正の意義をもったこと、割地制度を追想して田区改正を危険視しなかったことが導入理由となったという。

明治後期の耕地整理の場合、廃藩から40年以上たち、さすがに田地割の延長と考える人はわずかしかなかったであろうが、土地の管理史という点からすれば、田地割制度の再生という評価も可能である。

つまり、田地割とは集落の耕地を共的資源として管理する土地システムであった。近代以降、土地の私有化により、田地割制度はほとんどの集落で瓦解した。この流れを踏まえたとき、明治40年代の耕地整備事業は、ふたたび、陸域資源全般にわたり私的関与の上位に集落管理を明確に位置づける効果をもったといえないだろうか。

ただし、集落の管理の内実からすれば田地割制度と耕地整理事業はまったく異質である。田地割制度とは小作層の耕作権を保障するシステムであるのに対し、当該事業は、耕地に対する管理権を

地主たちが協同歩調でつよめ、小作の耕作権を弱体化させる実践となったからである。

(2)複合志向化する生業

では、稲作作業には整理後どのような変化が生まれたのだろうか。「決算書」は、整理後の改善目標として、作業の共同化、作業内容の改良、新規技術の導入をあげている。まず、作業共同化については、「短冊形共同苗代ヲ実施スルコト」「排水ニ付テハ共同シテ最モ注意ヲ拂フコト」を目的とする。

作業内容の改良については、「挿秧」「施肥」「収穫」「米麦ノ調整」などを対象にあげる。ただし、このうち内容が具体的に示されているのは施肥のみで、「紫雲英ヲ栽培」をうながし「石灰金肥ヲ節約」するとある。三つ目の新規導入については「新案若クハ専賣特許ニ係ル新規ノ農具」と「馬耕」の導入をあげる。

これらの改善により、労働効率がはかられ、その余剰時間を利用して「家禽又ハ家畜ヲ飼養」「地蓆、花筵ノ製織」「織筵又ハ製繩」などの副業に力を入れることが期された。つまり、耕地整理の目的とは、稲作の労働効率を高め、より市場との交渉力をもつ生業セットへ組みなおすことを見すえた事業であったといえるわけである。

別のいいかたをすれば耕地整理とは、稲作に対する価値観を変質させる契機となったとも評価できる。つまり、稲作を、社会全体をささえる聖なる生業（公事）から、「産業的労働」の一種（私事）として相対化させる効果をもったといえよう。

では、改善結果はどうだったのだろうか。「決算書」は、当初の目的どおり、整理後、「馬耕正條植、其他除草及害虫驅除等、一切耕作上作業上頗ル利便以テ、約二割二分ノ労力ヲ節約スルコトヲ得タル」と、大幅な効率化がなされたと記す。

表9 整理前後労力比較表 単位：人

具体的に数字でも改善を証明している（表9）。反別あたりの労力、とくに埒打・草取りなどの管理作業が大きく減少しており、中間管理作業の労働効率が上昇したことがうかがえる。

	土地反当労力									
	苗代	荒起	畦畔	耕耘	挿秧	埒打	草取	灌漑	刈取	調整
前	1	1	1.2	4.8	1.8	1.2	3.8	6	2.9	7.8
後	0.9	0.9	1	3.6	3	3	1.9	4.8	2.5	6.4

しかし、これら「決算書」の内容を実態に即したものと見るには慎重さを要する。まして補助金が見ると、高い費用対効果を示す傾向がある。どの程度の変化があったのか、非行政資料と比較してみよう。以下、聴取資料を中心に、とくに労働投資が大きい本田準備作業と収穫作業に焦点をしばり整理前後の変化をみてみよう。

⑧……………記憶された成果

(1)耕地名の変化

まず耕地地名の変遷を追跡し、水田とのかかわりあいの変化をみてみよう。表は整理以前に用いられていた地名と聴取で確認できた整理後の水田地名を比較したものである（表10）。

表10 水田地名の変化 整理以前は「決算書」、以後は聴取に基づく

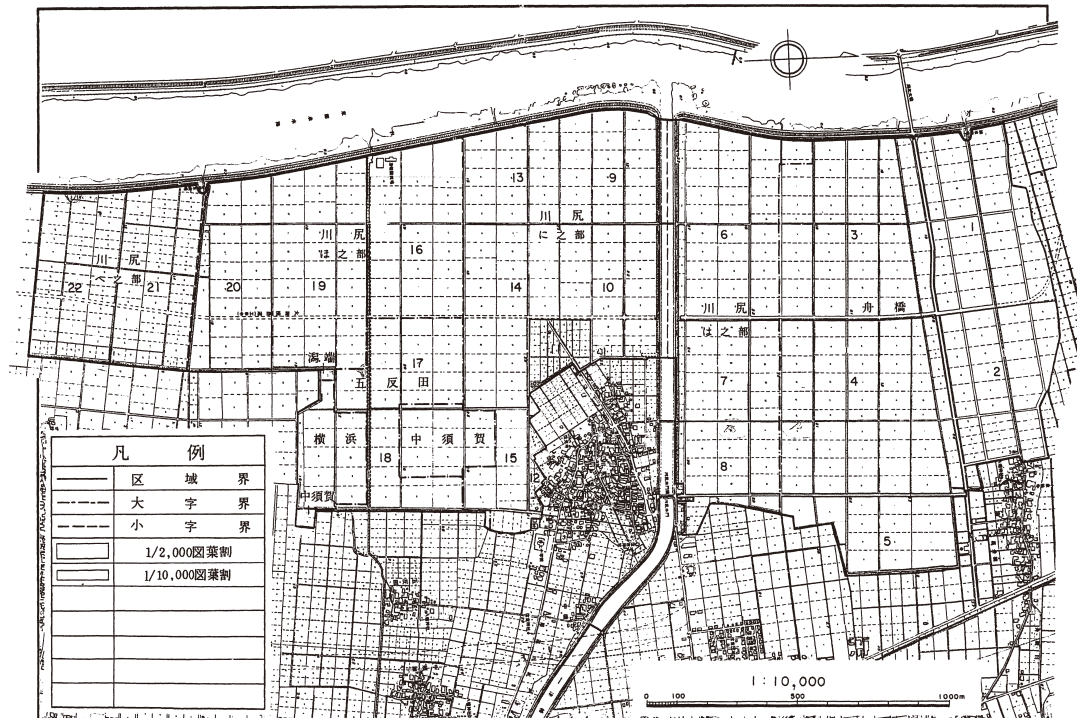
	整理前	整理後（伝承地名）
北領	土取場、四十五歩割、蔵引町、倉田（六年直）、宮田（六年田・六年田直・表・裏）、穴架（一番・二番）、赤揚縄（東・西）、鼈田、弥三郎田（表・浦・付）、忠兵衛田（表・浦）、七か境、鐵兵衛（表・浦、各一番より七番迄）、角庄（東・西）、長兵衛（表・浦）、茨田、鉄砲田、新兵衛田（六年直）、切替川、古用田（東割・西割・一作田）、布目（川淵・一・二・浦・表各七割）、タンガラシ（野畑）、木戸の本（表・浦・六年直）、踏出シ窪、竹ノ越（西・南）、中江道、向ノ桁、荒加淵、窪（葦・南）、宗八郎（西、南、北）、砂田、船窪（東・西）、五味田、折戸葦、タンガラシ（布目）、三白（北割一より三、麻畑一より二、川淵、十六年畑一より二、西割川淵、下一作田、下横割）、久兵衛田（六番割三白西割、北間割一より三、麻種割一より五、小間割一より二、大間割一より四）、與兵衛田（付・割）、青蔵、大島（浦北より一より九）、間割、油開、内新開（一より五）、外割（小味進・大味進一より五、十二歩割、内割味進）、今新開、川崎（川測・商割・北割）、十三石	倉田、宮田、1号～3号
中領	川崎（十二歩割）、大外（一より五）、十三石、今新開、地蔵（様・割・割川崎）、内新開（一より四）、十二石（西横割・南横割・横割川淵・川崎・川崎川淵・下稗蒔）、外割（一より四・東・西）、五百歩割（下大島・一作田・付）、踏出（本田・外田）、五十石（外田一より五・砂割・下荒川淵横・畦畑一より二・本田一より二・畑一より三・畑味進・味進）、百五十石（一作田・四十歩割・ハケ江尻・三百歩）、長割（東・西）、百歩割（一より三・表架場）、九十歩割、御宿開、江原（表・浦）、八十歩（大・畦中）、川田（北割一より六、南割一より六、野畑、十六年畑、道架場）、彦島（付）、世中島（表・浦・十六年畑・同味進）、北田、中島割（東・中・南・北・野畑・中道架場）、垢溜、杭田（南・北）、大柳、金割、棒淵、島瀬町の場（十六年畑）、切替川、穴架、樋ノ川、樋ノ詰、義右衛門下、瘡馬	中島、ゲーノシタ、地蔵、新開、横割、4号～7号
南領	住吉（宮前引地・宮前味進・架場・櫛下・御仏供田・鳥居前人足溜・宮田）、寺田（早稲田）、寺下（早稲田）、弥左衛門下、宗吉下、八兵衛下、直右衛門下、和兵衛下、清三郎下、長左兵衛門下、善兵衛古屋敷、茶屋敷、馬場川（陰割・砂割）、西ノ端（引地架場・割）、押切割（早稲田）、黒兵衛淵、瀬戸川、菖蒲田（表・浦）、案内口、太田田（早稲田）、高畑（表・浦・下・御仏供田）、谷内田、大土窪、茂久出、尾山道、網掛、小池、江尻（打割・外割・外割南割・下川路）、八丁目、江田（割・川淵割）、西割、墓地下、新喜割、貝藻、大江瀬、竹ノ内、丸瀬町、又川（十六年畑・川淵・野畑・付）、踏出（本田・川田・畑跡・畑地）、五反田五十石、米積場、貝殻割（一より八・東割・西割）、五間割（南・北）、三間割（下外割・南七割・直）、横割、南五間割、二間割（外割）、六間割（外割）、鷗割（百石・新開）、百五十石（大壁・小壁・川田・普請田・新田・下川跡・畑跡・畑・畑表・三百割・百歩割・四十五歩割・地味割・今割・中割・中長割・長割・南長割・西長割・アリキ田）、五十石、七十石（川田・普請田・畑・畑跡・下川跡・砂割・一作南割・一作北割・百歩割一より四）、百三十石（付・付頭・中割一より三、西割一より四）、百二十石（本田・東鱗・西鱗・中田・菖蒲割・東割一より五、四割一より五、中割一より五）、百石（川田・堀田・東鱗・西鱗・小鱗・東方田・西方田・横方田・表渡瀬川跡・浦渡瀬川跡・川跡・畑・六十歩割・東九十歩割・百九十歩割・南六間割・北六間割・小六間割・新喜割・長割・方田割新開・百十石・埋川・飛地（頭・東・西・南・北・中）、中條新開（江表・江浦・内割・外割）、横浜新開（内新開）	五間割、七十石、百三十石、百石、横浜新開、中條新開、8号～15号

整理以前の地名をみると、その特徴はまず数が膨大であること、つぎに百二十石などと新開田の石高を示したものが目立つこと、さらに、方角や順番を基準にし系統的に示したものが多いことがあげられる。

このような地名伝承が成立したのは、水田の一枚一枚が土壌の多様性から個性をもっていたこと、そしてなによりも混雑な配分・交換が必要な田地割作業の便宜をはかる必要があったことを理由にあげられよう。

整理以後の伝承状況に目を移そう。その特徴は三つある。一つ目はかつての水田地名がほとんど消え去ってしまったことである。水田の拡大・均質化や、また、田地割の廃止が消滅に拍車をかけたのであろう。

二つ目の特徴は、水田個々の地名にかわって、「某号へ行って来る」という具合にイナトリ川を軸にした言い方が多用されるようになったことである。このことは、耕地整理を機に、水田への身



地図13 圃場整備以後(昭和43年)の状況
川尻区蔵。

体交渉の基点が、田地割から舟運へと変質したことを物語る。

三つ目の特徴は、記憶の主体の変化である。実は、整理以後の伝承は、わずかの数であるが、一話者から聴取したのではなく、数人の話者からの知識を寄せ集めたものである。同じ地区内の水田であっても耕作経験のない場所については知識がないため、寄せ集めにならざるをえないわけである。

しかし、田地割の時代は、耕作地全体を定期的に交換するため、家ごとに断片化した伝承状況ではなかったと思われる。おそらく、一個人であってもはるかに多くの伝承量を保持したと推測されるのである。

ちなみに、昭和43年の圃場整備以後は(地図13)、いまでもアツラ・ナカタンボ・アツラなどの言葉はときどき使われるが、小地名の利用はほとんどみられない現状にある。

(2) 激変した作業

つぎに整理前後の作業内容を聴取資料や各種記録をもとに比べてみよう。

整理がされる明治40年以前の稲作作業の様子については、同じ東北域に位置し、川尻と類似した生業環境にあった西英村の明治時代の稲作過程の様子が「加賀國河北郡西英村風俗」『風俗画報233～238』(明治34年)にみえ、おおよその状況を把握できる。

その記載と川尻での昭和初期ころの聴取内容と比べてみて、劇的な変化をみせたといえるのが稲刈り後の作業である。整理以前の様子について、「刈りたる稲は、直に架場に運ぶに、男夫は荷棒

にて荷ひ、婦女小兒はセナクチ（背負梯子）にて背負ふ」（『画報 238』）云々とみえ、人力運搬が一般的であったことがわかる。

かつてクリークが数本しかなかった川尻もこの内容と大差はなかったであろう。耕地整理はこの状況を大幅に改善させた。さきほどイナトリ川の造成や河川の整理について記述したが、それらを使った戦前の作業の様子を詳しく見てみよう。

①稲刈り

収穫時期は早稲が9月20日ころ、中稲が10月10日ころ、晩稲は10月20日ころだった。男たちは朝、薄暗いうちに舟に乗って出かけて、女たちは弁当を作ってからやや遅れて歩いて田んぼへ向った。セドムキに行くときは、ニシノハナの道からカンセイ道を歩いた。

濁縁の稲の出来については、濁縁集落では一般的に汽水の影響を肯定的に評価する傾向にあるが、川尻も同じで、「ちょっと潮が入った方が、かえって豊作になった。ちょっと潮気があると、カタソダチになるといって、稲がかたくなり、倒れなくなった」という。

刈り取り作業は、1把4株で、中から稲を4本ほど抜いて縛り、6把ずつ寄せ集め、ソクダテ（穂を下にして自立させる）にする流れですすむ。しばらく乾燥させ、最後にチガイ縄で縛った。ちなみに戦後、収穫作業に変化がおきる。一人あたり幅4株1列ずつの担当となり、4株ずつを地表で交差させ寝かせるようになった。1列刈り終わると、交差させた8株を藁でしばり、道の際や畦の際に運び、午後3時ころまで乾燥させた。

水がつくと、ソクダテできないため、すぐにドロブネにのせ運び出す必要があった。ドロブネ搬出路として株2列分水路に対して垂直になるように刈り取り、男が前でドロブネの綱をひき、後ろからもう一人が押した。このような浸水被害は1号から7号のイナトリ川付近で多かった。

完全に冠水したときは、穂が少しでも上に出ていると、舟を田んぼの中に入れて、水中に腰までつかって、1株ずつ刈りとり、舟のなかに直接積んだ。ただし、このような作業は濁東南側の集落ほど頻繁になかった。

②舟運

刈り取った稲は舟に載せて運んだ。舟小屋を出て水田を移動するまでの操船には、津幡川のなかには櫓、濁に出ると竿を使う。津幡川の河口付近はとくに操船に注意した。耕地整理の際、波除け用に杭が3尺間隔で、50から70メートルほど沖合にむけて打ちこまれていたためである。

イナトリ川の中は幅が狭く旋回が難しいので、ミス（舳）から出られるように艫から入れた。水田のそばに舟をとめ、稲を積み込む。積み込み方には、ミス（舳先）の先を除き、穂を下にして縦に積んでいく方法と穂を内側に寝かし真向かいにして2列に積み上げていく方法がある。積載方法はその家の好みによる。

縦に積む場合、最大で1列6束ほどになる。さらにその上には、真ん中あたりは、穂を向かい合わせにして2段に寝かせて並べた。トモの梁の後部は櫓をこぐためにスペースを少し開けた。稲を積みおえると、家族は藁の上ですわってハザ場へ向かった。とくに子供たちは喜んで乗ったものだという。

舟を濁へ出すときは、梁3本のうち、前方と後方に縄を1本ずつ縛りつけ、前をカアチャン、後ろをトオチャンがひっぱった。搬送で一番神経を使ったのはイナトリ川から濁に出たときである。

昭和13年生まれの子山本博さんの言葉に耳をかたむけよう。

「稲かけのときは、じーじとばーばとわしと3人で、朝5時ごろ出て行って、ハザカケ終わることには夜7、8時ごろになる。ほして、またあくる日に同じ時間に出ていかんならん。舟をこぐのはじーじとわしと交替交替や。オヤのおらんもんは、まだまだひどい目にあった。

ウミ(渦)は午前中風はないが、午後になると風が出てくる。3時ころには渦を廻らんならん。稲を積んで渦に出たら、波と横になると、転覆するから、波とぶつかるようにすすめならん。河口付近にいったら、波に押されるようにして入っていくわけや。

ウミに出たら、一生懸命や。稲つけたらこれぐらい(10センチ)しか浮いとらん。ほやから、渦にむかしの波除の杭が打ち込んであって、それに乗かったら、コロンと簡単にひっくりかえってしもう。その杭が腐って、上から見とって、わからん。わしとじーさん(父親)を二人おったけ、まだ楽やった。一人やったら大変やったと思う。

台風のときに、渦に出たときにオヤジと二人で水に入って、臍までつかって縄で引っ張って河口まで入って、河口に入るか入らんかぐらいのときに、バーと風が吹いてきて、川のスマに押されたことがあった。おとろしかった。」

③ハサ干し

ハサ干しの場所は、集落の中やノッソダ(苗代田)のあたりは地面が高く家に近い利点があったが、風通しが悪いので、おもに旧川・新川両岸の水田を利用した。川岸を好んで利用したのは、川の付近の田んぼは、洪水による土砂堆積によって、ほかの水田よりも高く、また舟からの運搬が楽だったためである。

ハサは規模からオオバサとコバサにわかれる。構造は、オオバサの場合、ハザ木(支柱)が長さ2間半、太さ10センチほどで、縄は11段張り、コバサのハザ木は長さ1間8尺、太さ4、5センチほどで縄は7段張りである。設置場所は、オオバサは舟を横付けしやすい場所、コバサは川から離れた場所で、川や水路に対して垂直になるようにして2列に立てた。

ハザをたてるときは、まずチシャミで3尺ほど穴をあけ、そこにハザ木を4尺5寸ほどの間隔で差しこんでいく。ハザ木が強風に倒れないように、1本置きに、ツッコイという栗材の添え木を前後からあてる。ツッコイはやや湾曲しているものを使った。ちなみにハサ木の本数は2町5反の耕作者で350本ほど所有した。

つぎに稲をかけるための縄を横に渡す。ハザ縄の間隔は8寸。列ごとに下から上へ、つぎに上から下へと交互に縄をかけていく。ハザ木30本分のハサを半日で用意するのが男の一人前の仕事といわれた。30本分だと、水田400歩分、おおよそ、田んぼ1枚と120歩分の量になる。

ハザかけ作業は、川に舟を横付けし、トウチャンがハザ場近くまで放り投げることから始まる。束を1把ごとにばらし、最初に地面に立って手の届く範囲の高さまでかけ、それから上の段は、クラカケの上にあがってかける。

ハサ場の面積が限られているため、かけられない稲もあった。その場合、納屋に積んでおき、ハザがあくのをまったり、また天気がいいと、ニオをするといひ、稲積みをした。稲積みするときは、まず鍬で泥をつみ、藁を敷き、その上に2把ずつを単位にして、穂を内側にして積み上げる。

積む際は、最初、空気を通すために真ん中に円形になるように隙間をあけて、上に積み重ねてい

くにしたがい少しずつ中央の隙間を縮めていった。上までいくと、屋根藁といい、帽子状になるように藁をかぶせ、上をしぼり、雨よけとする。上から6本から8本ぐらい縄をかけて倒れないようにした。乾燥期間は2週間ほど要した。

なお、隣の潟端新地区の場合、やはりハサ場の面積が十分でなかったため、地主の屋敷を舂干し場として利用した。たとえば、集落最大の地主斉藤家は1000坪を超える屋敷地で、家の前に広いスペースがあり、そこで小作層は舂を乾燥させた。また、現在の加賀神社の社地はかつて個人の屋敷であり、そこも舂干し場として利用したという。

④脱穀・調整

ハサからおろした稲束は24把を1束にまとめチガイ縄で縛り、舟に積み込んだ。水路まで離れている水田の場合、男は天秤棒の前後に4束ずつ、力のある人は5束ずつかけて運んだ。天秤棒は長さ8尺の杉の棒で断面が板蒲鉾状になるように鉋で削り、さらに、しなった際に稲束がすべり落ちないように先端部分をそぎとり、窪みをつくった。女性はセナクチを担ぎ、そこに横に稲束を積み、中央上下に藁縄をはって運ぶ。

舟で運んだ稲は家の近くのアゲバで下ろし、ニワ（玄関土間）へ運び入れ、3段ずつ積み上げていく。稲束は納屋に積んでおくと、「もどる」といい、潮を含むため、藁が湿り気をおび、それによって蟻が集まり、脱穀作業時によく噛まれたものだという。

稲束の横に足踏み脱穀機を置き、舂をこき、唐箕でおふる。選別された舂米は家のオエ（座敷）に箕で運ぶ。オエにはあらかじめ筵を敷いておく。次に舂摺り機に入れて調整し、米を俵にいれて、オエに積み上げていった。藁はニオにして外に積み上げ保管した。

⑤ハザ干しと舟運の消滅

舟運とハザ干しを要とする収穫後作業が変質するのは昭和30年代である。昭和30年ころ町村合併した際、当時の町長が河川改修を頼みにきたことがあった。流路を単線化すると説明したとき、年寄り連中は、舟を使えなくなれば、田んぼもできなくなると猛反発したものの、若い者のあいだには反対する意識は低調だったという。

若い者の反対意識が低かったのは、昭和32,3年ころから耕運機導入目的から耕地内の幹線にそって、両側の水田を3尺ずつ、あわせて6尺分を土もりし、9尺幅の農道をつくったため、水路が運搬に使われなくなったためである。

農道ができることで、耕運機にトレーラーをつなぎ、稲を運ぶようになった。トレーラー1台分で約120歩分が運べた。舟の場合、その倍を運べたが、潟をまわって運ぶ時間よりも、トレーラーで2往復した方が効率的なので、舟はしだいに使われなくなった。

舟運を必要としなくなったさらに大きな要因に脱穀作業の変化がある。昭和18年から20年にかけて川村甚悦さん(大正13年生)が青年研修で島根県の農業視察に行き、収穫・脱穀作業に参加して、稲刈り後、すぐに水田で脱穀することを習ってきた。その後、農道ができたことで脱穀機をトレーラーで運び、生扱きし、舂は家に持って帰り火力乾燥するようになった。この結果労力が半分ですむようになった。

水田で脱穀するようになってから、ハサ木がいなくなったため、商人が馬車でほとんどを買いつけ、ハサそのものが集落からなくなった。舟運とハザ干しをセットにした水郷ならではの作業風

景は、農道開通と脱穀作業の変化により昭和32、3年ころを境に消えたのである。

(3)変化しなかった本田準備作業

耕地整理により稲刈り後の作業に大きな変化が生じたことを確認したが、ただし、それ以外の作業となると大きな変化を見出すことはできない。とくに変化を見出しがたいのが、もっとも労働コストの大きい本田準備作業である。ここでは荒起と施肥作業に絞って検討してみよう。

①荒起作業

荒起作業について、「決算書」は馬耕導入がはかられたと記すが、聴取では導入を確認できない。旧来どおり人力に依存しつづけたことを象徴するのがクレ打ち作業の存続である。

クレ打ちとはとくに河北潟東北域に集中的にみられた秋の荒起作業である。明治期の様子は、「加賀國河北郡西英村風俗」(『画報233』)で確認できる。

「本田打起しは、秋末より降雪迄に、全村三分通りを終るを例とすれども、多くは春季に行ふ。先づ彼岸頃より幼童は、株搔鎌(鋸齒にして柄三尺許りあり)にて古株を切る。之を「株をかける」と云ふ。次に壯者は平鋤、堅田(土質の強粘なるもの即ち乾田)なれば、三齒鋤(単に三ツ鋤と云ふ)を用ひて荒田起しをなす。之を「田を打つ」と云ふ。次に株搔鎌にて、堅田のみの土の小切をなす。之を「田をなぐる」と云ふ(後略)」

西英村では3割程度のクレ打ちですませたが、川尻では春になって起しては時間がかかりすぎるためと、また前もってヒソチョウの繁殖を抑えるために、稲刈り後、降雪をみるまでのあいだに、クレ打ちをほとんど行なった。

クレ打ちは、終戦後、牛馬に頼るようになるまでは、鋤を唯一の道具とした。鋤の種類は、かつてはバチグワ、その後三ツ鋤になり、昭和に入ると四ツ鋤になった。一人あたりの作業量は、1日で8畝から1反歩。作業はまず株カケガマ(のちに株フミ)を用いて、稲株を割る。つぎに2株ずつ前に出て打ちかえしながら両端を往復した。時間は朝8時から昼1、2時まで。それ以降は体力的に続かないため、休んだ。

では、なぜ、同地方では馬耕が定着をみなかったのだろうか。石川県で馬耕が普及をみせるのは明治後期ころからだが、潟東岸側ではそのときにすでに否定的な姿勢をみせていたことが各資料からわかる。

たとえば、明治37年『石川県河北郡金川村々是調査書』(石川県農会)は、その導入に対する「乾田トシテ牛馬耕ニ由ルヨリモ、寧口湿田トシテ人耕ニ由ルトキハ、反リテ經費ヲ省キ、且勞力ノ分配稍当ヲ得」という住民の声を記録している。また「加賀國河北郡西英村風俗」でも「当村には収支償はざるにや」と疑問視している。つまり、そのころは、経済的負担を理由に導入を控えたのである。

川尻の場合、土壌の質から畜耕ができなかったという。住人によれば、「昭和初期の段階でも、牛は12、3頭しかおらず畜耕がはやらなかった。理由は蓄耕をすると、水田が深くなり、足をとられてしまうため。牛馬が使われるようになるのはようやく戦後になってからだった」という。

クレ打ちが存続したのは、馬の購入負担が大きかったことや、また畜耕に適した土壌に改良できなかったことを指摘できるが、さらに一步踏み込んだ解釈をすれば、歳暮慣行に象徴される強固な

地主体制の影響も想定できよう。つまり、「技術革新」を全面的にすすめていくためには、実際の導入者である小作層を中心とした農家全体の組織化が必要である。この点、クレ打ちの存続は、組織化が停滞したことを物語っている⁽⁶²⁾。

②施肥作業

本田準備作業のなかからもうひとつ施肥作業について見てみよう。「決算書」の目的には蓮華草栽培をおこない金肥利用の削減をはかることが明記されていたが、これに関しても変化はみられない。

同じ潟縁でも東南域においては、乾田に化学肥料を利用しても、湿田には潟の泥を客土・施肥をかねて撒いたため、金肥への依存はさほど強くなかったが、東北域では整備前後を通して全面的に金肥に依存し、潟の泥利用についてはほとんど関心がみられない。

たとえば、整備以前の様子を、西英村を例にみても、「肥料は、七分は石灰、三分は干鰯、鯿等の魚肥を施用し、乾草、藁稈、人糞尿等を以て、其足らざるを補へり。石灰は、能登灰と稱するものして、主に寶達邊（塘參看）より購賣し、昨今六貫目俵の價十二三錢なる由、干鰯鯿も、多くは能登北海道産に仰ぎ、一俵又は一梱七八貫目のもの二圓五十錢内外なりと、共に鉋にて切り、白にて舂き砕きて用ふ」（『画報 233』）とあり、早くから広範な流通ネットワークをもち金肥に依存していたことがわかる。

金肥依存は耕地整理以後においても改善はみられなかった。戦前の様子を聴取内容でみてみよう。「川尻や潟端新では早くから肥料はシメカスやマメカス、または化学肥料が主だった。施肥は、シロカキ前におこなった。水田内を通るニシノハナの道という通路をつかって運んだ。ニシノハナが一番太い道だったが、それでも道幅が4尺しかないため、荷車が通らず、男は天秤棒、女は背中にかついで運んだ。男性はカマスで15貫、女は10貫ほど運んだ。施肥量は8畝歩で20貫ほどだった。肥料はマメカス・イワシカスを混合したもので、悪い場合は3分の2がマメ、3分の1がイワシだった。マメカスは満州から移入した板状になったものを、実行組合で粉碎したものだ」

金肥依存からの脱却がみられない状況は河北郡全般の問題だったようで、大正9年の『河北郡誌』も「米作の改良は着々其歩を進むるに得たりと雖も、尚肥料の施用に関し、土性を知りて合理的に之が配合を行ふものは甚だ少なし。多くは舊慣に依る金肥のみに依頼して顧みる所なく、為に經濟を紊亂せしむるのみならず、動もすれば窒素質偏傾の爲めに少からざる損害を招きつつあり」と注意を促している⁽⁶³⁾。

では、なぜ整理後も金肥に依存しつづけたのだろうか。その理由はまずもって、金肥以外の肥料を利用できる環境になかったことがある。川尻では、実際に蓮華草を植えたとしても湿田のため成長せず、栽培できた家は1軒しかなかったという。

蓮華草のかわりに金沢近郊農村のように人糞を利用することも可能だが、津幡の料亭・大正楼などと契約して汲み取りしていた家が数軒あっただけでほとんど使わなかった。理由は舟運の村のためゴム車を持っている人がいなかったためだという。この状況は隣村の潟端新も同じで、やはり「運送用具は舟しかもたず荷車を所有するのは1、2軒しかなかった」ためという。

もうひとつの理由は、金肥を入手しやすい市場環境にあったことがある。さきほど紹介したように、川尻が水運の拠点であったことは金肥の普及に多大な影響をもたらしたと考えられる。西英村

の報告は、能登や金石などから運ばれた肥料は潟を介して川尻に荷揚げされ、そして、津幡川を通って山地へ運ばれたことを示唆している。

このような流通基盤を活用し、地主もまた積極的に肥料問屋業の経営拡大を目指した影響も思慮に入れておく必要がある。川尻に隣接する潟端新地区の最大地主・斉藤家の場合、家の裏に潟と直接つながる水路を開鑿し、舟で金肥を運びいれ、各地へ販売していたという。

同家は、川尻の耕地整理の5年前の明治37年には金沢市の中心市街地十間町に肥料問屋店を移転開業した。新聞に「十間町 斎藤弥久商店／移転開業広告／米穀肥料問屋 定期米仲買人 公債株式賣買 各種保険代辯」(明治37年8月30日「北國新聞」)と広告を掲載しており、明治後期は経営拡大を目指した時期だったことがわかる。

つまり、もともと金肥消費の高かった潟東北域は、一部の地主にとって肥料業の重要なマーケットであったために、蓮華草栽培の導入に消極的であったと想定できるわけである。

以上、整理事業以降の作業の様子を聴取資料にもとづき確認した。行政資料にみえる成果とはかなり異なる結果であったことが確認できよう。とくに注目すべきが施肥慣行である。施肥にからむ利害関係の実態は、耕地環境が整備されても稲作作業が単純に「効率化／発達」するわけではないことを示そう。

敷衍すれば稲作作業は、「自然と人」の交渉関係や単線的な技術革新という枠組で語られるべき課題ではなく、政治・経済関係に強く規定された、いかえれば、そのときそのときの政治・経済システムにもっとも〈適正・適切〉なポジションにおさまるように調整された、社会性の高い生業技術として捉える必要があるだろう。

まとめ

以上、近世から近代にかけて、川尻が稲作の特化状況をどのように保障してきたか、報告・検討した。最後に今回とくに注目した耕地整理についての本稿の見解をまとめよう。

- ①耕地整理事業は、生産力の上昇や地租収入の拡大をめざす国家の思惑によるだけではなく、行啓前に眺望に耐え得る風景として整備しようとする差し迫った県の事情や、また近代以降、とくに都市志向や虫害により深刻化した離農現象に歯止めをかけようとする地主の目論見など、国・県・村落のさまざまな思惑が交差するなかで導入がすすめられた。
- ②耕地整理といえば、馬耕や蓮華草栽培など明治農法の導入をめざして行なわれた事業と思われがちだが、当地においては、広大な水田域の効率的な移動・運搬と、湿地帯の排水機能の強化を同時に実現するために、「水郷」空間の創造に重点がおかれた。当時の耕地整理事業は、地域の自然・経済・歴史環境への適応性を強くもった公共事業であったと評価できる。
- ③耕地整理事業などのインフラ整備成果は、特定の地主の偉業として讃えられた。賞賛がなされたのは、近代農村社会が、貨幣経済化の促進と、相互扶助体制の瓦解をすすめていくなかで、地主が、公共事業導入や資金援助をうながし、トップダウン式の解決をすすめていかざるをえなかった事情があった。

- ④耕地整理事業は、土地制度の歴史上、藩政期の田地制度以来、ふたたび、私的関与の上位に集落管理を明確に位置づける効果をもった。ただし、集落の管理の内実からすれば田地割制度は小作層の耕作権を保障するシステムであったのに対し、当該事業は、耕地に対する管理権を地主たちが協同歩調でつよめ、小作の耕作権を弱体化させる実践となった。
- ⑤稲作作業は、小作層の経済能力、都市との近接性、地主たちの経営戦略などさまざまな要素や思惑のからみあいのなかで政治的・経済的な「適切性」をもとめて結実する「社会的実践」であったため、耕地整理事業を契機に作業の「効率化」／生業セットの再編が劇的に進むことはなかった。

〔付記〕

聴取調査にあたり、とくに川村甚悦・山本博両氏には多大なる協力を得た。記して謝意を表したい。

註

- (1)——喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論編』(1950・岩波書店) 399頁。
- (2)——安室知『水田をめぐる民俗学的研究』(1998・慶友社)、菅豊「在地リスク回避論」『アジア・太平洋の環境・開発・文化』(2000)、同「在地社会における資源をめぐる安全管理」『環境 安全という価値は』(2005・東信堂)など。
- (3)——渡辺尚志編『近世米作単作地帯の研究』(1995・岩田書院)、同『豪農・村落共同体と地域社会』(2007・柏書房)は、稲作特化をささえた社会経済システムを多角的に捉えようとした業績として評価される。
- (4)——小林経廣「大会テーマ「信濃—生活環境の歴史の変遷—」によせて」『信濃 53 卷 4 号』(2001)でも圃場整備と生活環境との関係性について今後総合的な解明が必要と指摘する。
- (5)——耕地整理の地域的展開については白井義彦『日本の耕地整備』(1972・大明堂)、馬場昭『水利事業の展開と地主制』第四章(1965・御茶の水書房)、馬場昭・志村博康氏「宮城県における耕地整理事業の展開」『経済科学研究所紀要 17 号』(1993)など参照。耕地整理の概説について、小川誠「耕地整理の増大と耕地整理事業の胎動」『日本農業発達史第 1 卷』(1953・中央公論社)、同「耕地整理事業の性格の変遷と事業発足当初の事情」『日本農業発達史第 4 卷』(1954・中央公論社)、「農業土木学」『日本農業発達史第 9 卷』(1956・中央公論社)が明解。
- (6)——行政報告書にもとづく成果評価については、小山幸伸「「大正 10 年小作慣行調査」の実態分析(2)」『敬愛大学研究論集 59』(2001)、四月朔日良秀「明治中期 石川県羽咋郡酒見の耕地整理の費用-便益分析(1)(2)」『新潟産業大学紀要 6・7 卷』(1991～1992)などで緻密な分析がされている。
- (7)——潟東南域の環境と生業については拙稿「〈潟〉によりそう〈農〉—河北潟東南岸域における低湿田管理と農耕技術—」『石川県立歴史博物館紀要 14』(2002)、「〈いとわしき自然〉の近代—河北潟鬼蓮群落域における生業活動と「天然記念物保存事業」—」『石川県立歴史博物館紀要 16』(2004)、「〈潟〉に遊ぶ—河北潟における鮎釣りブームとアカダ採取業—」『石川県立歴史博物館紀要 17』(2005)を参照されたい。
- (8)——『石川県河北郡誌』(1920) 710, 816, 672, 727, 782 頁参照。
- (9)——『河原市用水誌』(1996・金沢市河原市土地改良区) 61 頁。
- (10)——水田を溝(水路)として利用する「溝田」の所有論的意義について余田通晴『農業村落社会の論理構造』(1961・弘文堂)を参照されたい。
- (11)——前掲(7)(2002)を参照。
- (12)——『宇野気町史第 2 輯別巻』(1991) 195 頁。
- (13)——『石川県の地名』(1991・平凡社) 586 頁。
- (14)——『鶴村日記上編(二)』(1976・石川県図書館協会) 397 頁。
- (15)——若林喜三郎「藩政期の河北潟縁開墾史料」『津幡町史』(1974) 300 頁。
- (16)——右掲 312 頁。
- (17)——前掲(7) 拙稿(2002) 参照。
- (18)——『津幡町史』(1974) 737～753 頁。
- (19)——若林喜三郎『加賀藩農政史の研究下巻』(1972・

- 吉川弘文館) 629 頁。
- (20)——『日本農書全集四』(1980・農山漁村文化協会) 125 頁。
- (21)——『津幡町史』(1974) 191 頁参照。
- (22)——杉本晴介「加賀藩御蔵と地域村落—河北郡木津について—」『北陸史学 48 号』(1999・北陸史学会)
- (23)——杉本晴介「河北潟・津幡川および浅野川」『歴史の道調査報告書 第 6 集』(1999・石川県教育委員会) 参照。
- (24)——前掲 (8) 711 頁。
- (25)——長山直治「白山麓十八カ村と島村」『白山麓島村山口家杉原家文書目録』(1976・石川県立図書館)
- (26)——『石川県湖潟内湾水面利用調査報告書第 4 卷』(1913・石川県水産試験場) 5～11 頁。
- (27)——杉本晴介「川尻用水」『石川県土地改良史』(1986・石川県土地改良事業連合会) 266 頁。
- (28)——安室知「水田漁撈の研究」(2003・国立歴史民俗博物館) 150 頁。
- (29)——前掲 (7) 拙稿 (2002) を参照。
- (30)——新田家文書 (石川県立歴史博物館保管) No237。
- (31)——『還地』(2006・内日角基盤整備実施協議会) 10 頁。
- (32)——近代以降の田地割(クジワリ)慣行については、上田永吉「十二半」『金沢民俗談話会報 12 号』(1939), 川良雄編『柴山潟』(1957・片山津公民館) 294 頁, 『氷見市史』(1963) 943 頁, 高堀伊津子「石川県における明治以降の割地制度の存続に関する一考察」『金沢大学教育学部内地留学研究報告』(1988), 『金沢市史民俗編』(2001) 31 頁, 奥田晴樹「石川県の割地慣行と近代的土地所有」『日本海域研究所報告第 30 号』(1999・金沢大学日本海域研究所) など参照。
- (33)——前掲 (8) 711 頁。
- (34)——玉城哲「救農土木事業成立への道」『水社会の構造』(1983・論創社) 119 頁。
- (35)——『石川県災異史』(1971・石川県及び金沢地方気象台) 170 頁。
- (36)——池上鋼他郎『加賀河北の私的文化と地的景観』(1932) 375 頁。
- (37)——前掲 (27) 265 頁。
- (38)——右同 263 頁。
- (39)——右同 264 頁。
- (40)——前掲 (36) 370 頁。戦後の変遷は聴取資料にもとづく。
- (41)——前掲 (27) 457～476 頁。
- (42)——栃内禮次『舊加賀藩田地割制度』(1936・壬生書院) 186～192 頁。
- (43)——前掲 (18) 694 頁。
- (44)——前掲 (31) 92 頁。
- (45)——『石川県議会史第 1 卷』(1969・石川県議会事務局) 1520～1521 頁。
- (46)——『石川県議会史第 2 卷』(1968・石川県議会事務局) 1249～1250 頁。
- (47)——前掲 (35) 92 頁。
- (48)——前掲 (45) 1314 頁。
- (49)——前掲 (2) 小川・馬場論文及び前掲 (37) 参照。
- (50)——行啓と耕地整備の関係については、つとに中川健「石川の耕地整理」『石川県土地改良史』(1986), 笠間悟「手取川扇状地における耕地整理事業の進展と早場米地帯の形成」『自然と社会 60 号』(1994・石川県地理学会) が指摘しているが、その背景や社会的意義についてまで言及はみられない。
- (51)——上野英三郎『耕地整理講義』(1905・成美堂) 1 頁。
- (52)——馬場昭『水利事業の展開と地主制』(1965・御茶の水書房) 163 頁。
- (53)——前掲 (7) (2002) 参照。
- (54)——前掲 (52) 164 頁。
- (55)——前掲 (8) 699 頁。
- (56)——齊藤不染の功績は、地元新聞でも連載記事となって紹介された。明治 42 年 11 月 5 日～同月 12 日「帰厚碑(一)～(六)」『北國新聞』参照。記事の全文は『石川県河北郡誌』689～693 頁に掲載されているが、出典明記がされていない。
- (57)——前掲 (35) 369 頁。
- (58)——右同。
- (59)——右同 371 頁。
- (60)——前掲 (54) 同。
- (61)——笠森伝榮「本邦耕地整理の起源と上安原の田區改正」『社会経済史学 5 卷 12 号』(1936) 23 頁。
- (62)——この解釈については勝部真人『明治農政と技術革新』(2002・吉川弘文堂) から示唆を受けた。
- (63)——前掲 (8) 221 頁。

(石川県立歴史博物館, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2009年9月24日受理, 2010年5月25日審査終了)

**Politics of Suigo (Lakeside) :
Introduction of Land Consolidation Project in the Northeastern Coastal Area
of Lake Kahokugata and Its Historic Background**

DAIMON Satoru

The recent interest in the argument surrounding the security of rice cultivation specialization in folkloric studies concentrates on multilateral utilization of internal resources, or the individual living situations of households. Needless to say, however, political dynamics surrounding households must not be overlooked. This article pays attention particularly to the significance of the land consolidation project that has been disregarded in folkloric studies for many years.

There is an impression that the land consolidation project after the Meiji period was developed uniformly all over the country as a national project, and after the project, the farming system changed dramatically in nature. However, it becomes clear that such impression has no foundation when looking at the background of introducing the said project in Kawashiri, Tsubatamachi located in the Lake Kahokugata northeastern area.

First, regarding the space formation, emphasis was placed on the reorganization to the Suigo space centered on the creek based on the geographical environment located in the margin of lagoon and water transportation as business since the early modern period. This increased the number of boats for farming rapidly and changed the river mouth into a berth where boathouses formed a line. In other words, the project at the time attempted the “localization” suitable for the local history and environment.

Next, regarding the changes in work, transportation by ship became popular through the establishment of the Suigo space, and the transportation cost for rice after harvest was drastically reduced. Meanwhile, regarding the field preparation work, dry farming such as cultivation by livestock, cultivation of Chinese milk vetch, etc. was not introduced, leaving no other option but to continue the farming system of the feudal clan period.

The lack of dramatic changes in the work can be attributed not only to the soil environment where dry farming was not introduced, but also to the social and economic factors which were intricately affected: the landlords had overwhelming authority, the organization of peasants necessary for technological innovation was delayed, and the landlords did not want any changes in the fertilizer market because they were wholesalers of fertilizer. This shows that rice cultivation was a social practice that came to fruition through political and economic conformity in the local community.

Key words: Rice paddies, Suigo, Lake Kahokugata, land consolidation project, politics
